特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日本私立学校振興・共済事業団は、学校法人等及びその教職員等からの信頼の下、その情報資産を日々活用し、業務を行っている。この業務の一つである短期給付事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

日本私立学校振興 · 共済事業団

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

Ι	基本情報		
Ü	(別添1)事務の内容		
п	特定個人情報ファイルの概要		
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		
Ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		
IV	その他のリスク対策		
V	開示請求、問合せ		
VI	評価実施手続		
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

① 事務の名称

日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務

1. 日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務

日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」という。)では、全国の私立学校で働く教職員を対象とした短期給付に関する事務を行っている。事務の流れとしては以下のとおりである。

- (1)学校法人等及び加入者、任意継続加入者、被扶養者(以下「加入者等」という。)の適用事務 ・学校法人等の適用管理を行う。
 - ・加入者等の資格取得・喪失、標準報酬月額、標準賞与額、諸変更について学校法人等から 報告を受け決定を行う。

決定内容は学校法人等を経由して本人に通知する(任意継続加入者については、直接本人に 通知する。)とともに、適用情報として収録する。

- ・国民年金第3号被保険者関係届について学校法人等を経由して提出を受け、日本年金機構に電子回付する。
- (2)掛金等の徴収事務
- ・標準報酬月額及び標準賞与額に所定の掛金等の率を乗じて掛金等を算定し、学校法人等へ 通知する。(任意継続加入者については、直接本人に通知する。)
- •掛金等は日々入金確認を行い、納付状況を記録する。
- (3)短期給付事務
- ①加入者等からの申請に基づく給付

加入者及びその被扶養者に係る療養費、傷病手当金、出産手当金等について、学校法人等を経由して私学事業団が請求を受け付けた上で審査を行い、給付を決定する(任意継続加入者及びその被扶養者については、任意継続加入者本人が直接私学事業団へ請求を行う。)。加入者及びその被扶養者について決定した給付金は、学校法人等を経由して送金を行い、決定内容については、給付金等決定・送金通知書を送付する(任意継続加入者及びその被扶養者については、任意継続加入者本人に直接送金し、また、給付金等決定・送金通知書を送付する。)。

②診療報酬(レセプト)に基づく自動給付

医療費及び高額療養費について、加入者等が受診した医療機関により登録された診療報酬 (以下「レセプト」という。)を私学事業団が定期的に入手して審査を行い、給付を決定する。 医療費は、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)を経由して医療機関に支 払を行う。加入者及びその被扶養者について高額療養費の給付が発生した場合は、学校法人 等を経由して給付金の送金を行い、決定内容については、給付金等決定・送金通知書を送付 する(任意継続加入者及びその被扶養者については、任意継続加入者本人に直接給付金を 送金し、また給付金等決定・送金通知書を送付する。)。

(4)記録照会事務

加入者等から加入記録や給付の決定状況等の照会を受け回答を行う。

2. 個人番号の収集・蓄積(平成29年1月から開始)

上記1. (1)の加入者等の適用事務、資格関連の事務において、個人番号の収録を行う。 平成28年1月の社会保障・税番号制度導入に伴い、私立学校の教職員に係る短期給付に関す る事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)に定められた範囲内で個人番号の収集・ 蓄積を行う。

具体的には、上記1. (1)の事務のうち資格取得及び被扶養者認定について、平成29年1月からの初期作業においては、加入者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、初期作業以降においては、加入者等から個人番号の報告を受けて、個人番号を取得し、個人番号管理システムに登録する。

- 3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務
- (1)学校法人等及び加入者等の適用事務

学校法人等から提出される加入者等の資格取得報告書及び被扶養者認定申請書により、 個人番号の報告を受ける。

提出された資格取得報告書及び被扶養者認定申請書の審査を私学事業団が行い、 生涯共済番号と個人番号を紐付け、短期給付ファイルに登録する。

(2)短期給付事務

加入者等からの申請に基づき、私学事業団で審査を行う際に、個人番号を利用して情報提供ネットワークシステムから医療保険者情報、地方税情報等の入手、受給要件の審査を行い、給付を決定する。決定事項については、給付金等決定・送金通知書を加入者等に送付する。

(3)記録照会、短期給付相談事務

個人番号による加入者等からの照会・相談に対して、加入記録等の情報照会、短期給付相談の 回答等を行う。

(4)情報提供

支払基金及び情報提供ネットワークシステムを通じて、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の範囲で外部連携機関(市町村長、医療保険者等)からの依頼により、短期給付ファイルから必要な情報の提供を行う。

なお、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・情報提供については、 支払基金が運用する医療保険者等向け中間サーバ(以下「中間サーバ」という。)を利用する。

②事務の内容 ※

	(5)任意継続加入者への前納掛金還付事務 任意継続加入者資格を喪失した者からの申請に基づき、私学事業団で審査を行う際に、個人番号を利用して情報提供ネットワークシステムから口座関係情報を入手し、掛金還付データを作成する。 (6)介護保険第2号被保険者に係る適用除外事務 介護保険第2号被保険者の適用除外に該当又は不該当となった者からの申請に基づき、私学事業団で審査を行う際に、個人番号を利用して情報提供ネットワークシステムから介護保険関係情報を入手し、掛金関係ファイルへ登録する。 (7)国民年金第3号被保険者関係届の受付・回付業務 厚生年金被保険者等の被扶養配偶者から、配偶者の勤務先である学校法人等を経由して国民年金第3号被保険者関係届の提出を受け、日本年金機構に電子回付する。
③対象人数	<選択肢> [30万人以上] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称 適用徴収システム 短期給付金を決定・支給するため、加入者期間及び報酬等の適用情報の収録、管理を行う。資格取得 報告時に個人番号及び基本4情報の収録も併せて行う。また、掛金等の徴収業務も処理する。具体的な システムの機能は以下のとおりである。 ·申請受付審査システム(令和8年1月から開始) 申請者よりインターネットを通じデジタル庁電子政府の総合窓口システム(e-Gov)に申請された 申請データについて、受付処理を行う。また、申請データについて、一律センドバックとして申請 データと同一形式のデータを返却する(申請データ中の個人番号は削除する)。申請に係る業務 処理完了後、申請者へ通知するための電子通知書を作成し、電子署名を付与した上で処理結果 を返却する。なお、当該システムでは、加入者等の適用関連の届け書を扱っている。 ※申請データは個人番号が記載されたものも含まれる。本機能では、受け付けた申請データの 保存を行い、審査に使用する。 資格異動処理 加入者等の資格取得(個人番号を記入)・喪失、報酬、賞与の報告及び 被扶養者の認定(個人番号を記入)に係る各種申請書等を受け決定を行い、短期給付ファイルに 登録する。決定内容は適用情報として収録し、学校法人等を経由し確認通知書等で本人に通知 を行う。また、養育特例による従前額保障の登録及び離婚による分割改定の申出を受け、標準 報酬月額の分割を行う。 資格月末処理 資格月末処理により適用情報から70歳、75歳脱退者を抽出し、学校法人等を経由して対象の 加入者等に通知を行う。 標準報酬月額の上下限に改正があった場合、確認通知書を作成し、学校法人等を経由して対象 の加入者等に通知を行う。 定時決定処理 学校法人等から毎年4月から6月の報酬額の報告を受け、9月からの標準報酬月額を決定し ②システムの機能 通知を行う(定時決定)。 また、賞与の支給があった際も同様に、報告を受け標準賞与額を決定し通知を行う。 ·徴収業務処理 ・学校法人等ごとに所属加入者の標準報酬月額及び標準賞与額に所定の掛金等の率を乗じた掛 金等に、資格異動、掛金等免除、介護保険適用除外、補助金情報を加減し、当月掛金等を算定し 诵知する。 ・掛金等は日々入金確認を行い納付状況を記録し、経理システムに連動する仕訳データを作成す ・法定納期限を越えた未納額を有する学校法人等へは督促状を送付する。また、指定納期限を越 えた入金があった場合は延滞金計算を行い納付通知書を送付する。 滞納校に対して掛金等入金の催告を行い、折衝記録を管理する。入金がない滞納校については、 申請により分納記録を作成し、入金管理を行う。 任意継続加入者資格異動処理 ・任意継続加入者申出書に基づき、加入者記録の短期給付ファイルへの登録及び掛金計算を 行い、確認通知書、納付通知書等を送付する。掛金は日々入金確認を行い納付状況 を記録し、経理システムに連動する仕訳データを作成する。 ・任意継続喪失時に前納掛金等があった場合、任意継続掛金還付請求書を送付する。請求申出に より経理システムに連動する任意継続掛金還付データを作成し、支払を行う。]情報提供ネットワークシステム] 庁内連携システム] 住民基本台帳ネットワークシステム] 既存住民基本台帳システム ③他のシステムとの接続] 宛名システム等] 税務システム [O] その他 (e-Gov【令和8年1月~】)

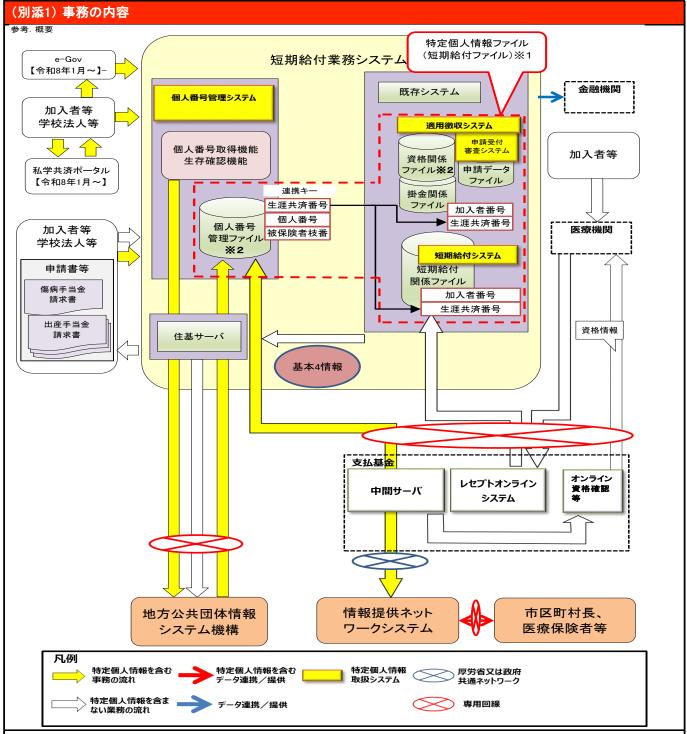
システム2~5		
システム2		
①システムの名称	短期給付システム	
	医療機関からのレセプトデータや加入者等からの請求により、疾病、負傷、死亡、出産、災害又は加入者の休業に対する短期給付の決定を行い、通知や給付の支払及び決定記録の管理を行う。 ・レセプト審査処理	
	レセプトデータを入力して内容審査を行い、高額療養費・付加金等が発生する分は裁定データを 作成する。エラーデータは修正を行い、次回の処理に投入する。 また、正常、エラーデータの各統計票等を出力する。	
	・裁定処理 請求書及びレセプト審査からの裁定データを入力し、給付の決定処理を行い、短期給付ファイルに 登録し、各種帳票を出力する。また、給付がある場合は、経理システムに連動する支払データを 作成する。	
	・短期資格異動処理 適用徴収システムの更新結果ファイルを入力し、既に短期給付ファイルに格納済みの情報に変更 があるデータのリストを出力、取消分については情報を更新する。	
	・短期DB異動処理 特定疾病・公費等の短期異動情報を基に短期DBを更新し、更新内容を基に各種帳票を出力する。	
	・高齢受給者証出力処理 資格関係ファイルから70歳到達者を抽出、高齢受給者証を出力するとともに出力情報を短期給付ファイルに更新する。 適用徴収システムの更新結果ファイルを入力し、高齢受給者証交付内容に変更がある場合、新しい高齢受給者証を出力する。	
②システムの機能	・障害厚生年金等・傷病手当金調整処理 傷病手当金(休業給付)決定者について、決定内容と年金情報を突合し、給付調整が必要な者 を抽出してリスト出力する。	
	・外傷レセプト登録処理 加入者等からの届出により、職務上災害等(第三者加害)の情報を登録する。 外傷性レセプト(怪我・骨折等)を登録し、加入者等への照会文を出力、その回答情報を管理する。	
	・戻入対象出力処理 支給記録が取り消され、給付金の返還対象となった記録を管理する。	
	・限度額適用認定証登録・出力処理 加入者等からの届出により、限度額適用認定証を出力し、限度額適用認定証出力の情報を 短期給付ファイルに更新する。 また、使用済みとなった限度額適用認定証の回収、管理を行う。 適用徴収システムの更新結果ファイルを入力し、限度額適用認定証交付内容に変更がある 場合、新しい限度額適用認定証を出力する。	
	・レセプト資格調査情報更新処理 エラーとなったレセプト中間ファイルを入力し、加入者等及び医療機関への問合せが必要な分に ついて、資格調査情報に更新する。エラーとなったレセプトについて、加入者等及び医療機関へ 照会し、照会・回答状況を資格調査情報に更新する。	
	・高額介護合算処理高額介護合算について、自己負担額証明書の発行、支給額計算、支給の処理を行う。	
	・給付金等送金記録のお知らせ発行処理 半期ごとに支給があった加入者等を対象に「給付金等送金記録のお知らせ」を出力する。 出力情報は短期給付ファイルに更新する。	
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム	
	[O] その他 (レセプトオンラインシステム)	

システム3			
①システムの名称	個人番号管理システム		
②システムの機能	加入者等の個人番号に係る初期作業として、平成29年1月に基本4情報により住民票コード及び個人番号を取得後、取得した個人番号を個人番号管理システムに収録する。 また、初期作業以降においては、加入者等から個人番号の報告を受けて、個人番号を取得後、取得した個人番号の真正性を確認し、個人番号管理システムに登録する。		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム [O]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [O]その他 (中間サーバ)		
システム4			
①システムの名称	中間サーバ		
②システムの機能	中間サーバは、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能を有する。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)中間サーバへの登録 加入者等の基本4情報、資格情報(個人番号含む。)を中間サーバに登録する。 (ii)オンライン資格確認等システムへの登録 中間サーバへ登録された資格情報(個人番号は含まない)をオンライン資格確認等システムに登録する。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得 他の機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。 (ii)情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 (iii)情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。		
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [O] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (個人番号管理システム、オンライン資格確認等システム)		
システム5			
システム6~10	システム6~10		
システム11~15			
システム16~20			

3. 特定個人情報ファイル名 短期給付ファイル 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 番号法に定められた範囲内で、個人番号の収集・蓄積、記録照会・短期給付相談、個人番号を利用した ①事務実施上の必要性 外部連携機関との情報連携、加入者等の本人確認を行うために、厚生労働大臣、都道府県知事、市町 村長、医療保険者等との情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を実施するため。 基本4情報及び個人番号を利用することにより、各種短期給付の申請時にこれまでに提出が求められて ②実現が期待されるメリット いた行政機関が発行する添付書類の省略が図られ、加入者等の負担の軽減に資することができる。 5. 個人番号の利用 ※ 1. 番号法 ・第9条第1項及び第4項(利用範囲) •別表 項番35 法令上の根拠 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第20条の2 2. 住民基本台帳法(令和6年法律第32号時点) ・第30条の9 ・別表第一 項番48,74,77の9 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する 1 2) 実施しない 3) 未定 〇番号法 •第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 •第2条 項番56、57(情報照会) ②法令上の根拠 ·第2条 項番2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、 173(情報提供) 〇私立学校教職員共済法(令和6年法律第47号時点) ・第47条の3第1項及び第2項(委託の根拠) 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 日本私立学校振興·共済事業団企画室 ②所属長の役職名

企画室長

8. 他の評価実施機関



(備考)

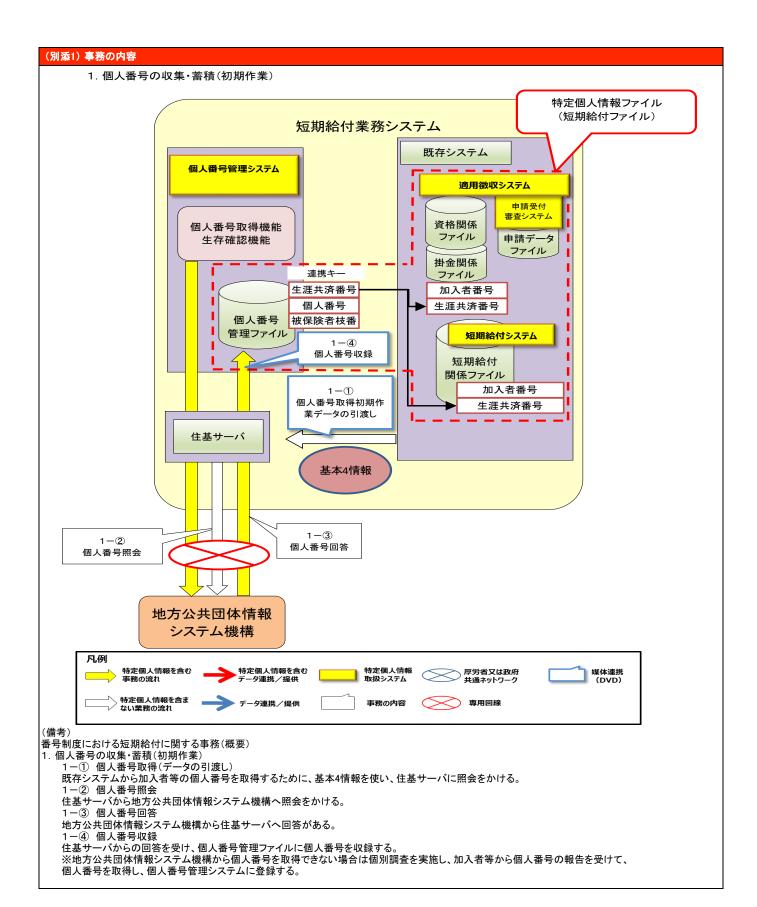
※1 「特定個人情報ファイル(短期給付ファイル)」について

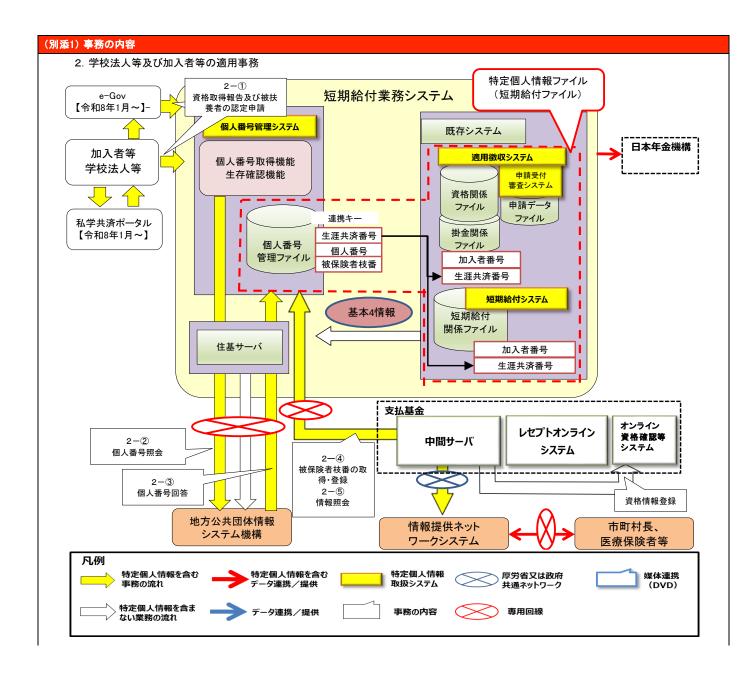
個人番号を収録している「個人番号管理ファイル」と生涯共済番号を連携キーとして「資格関係ファイル」、「掛金関係ファイル」、「短期給付関係ファイル」が紐付くため、これらのファイルを1つの特定個人情報ファイル(短期給付ファイル)としている。

【令和8年1月~】また「申請データファイル」を入力データとして処理を行い「資格関係ファイル」を作成していることから、「申請データファ イル」についても特定個人情報ファイル(短期給付ファイル)としている。

※2 個人番号管理ファイルと資格関係ファイルは、公的年金業務と短期給付業務の共有システムファイルであるが、それぞれの業務の対象しかアクセスできないように制御している。

(事務内容ごとについては別添1別紙参照)





(備考)

2. 学校法人等及び加入者等の適用事務

2-①資格取得報告及び被扶養者の認定申請

学校法人等から提出される加入者及びその被扶養者の資格取得報告書(紙、電子記録媒体等及び【令和8年1月~】電子申請)及び 被扶養者認定申請書(紙及び【令和8年1月~】電子申請)により、個人番号の報告を受ける(任意継続加入者の被扶養者については、 直接任意継続加入者本人から提出される被扶養者認定申請書により、個人番号の報告を受ける。)。

加入者の本人確認は学校法人等が行い、加入者の被扶養者の本人確認は、加入者本人が行う(任意継続加入者の被扶養者の本人確認は、 任意継続加入者本人が行う。)

提出された資格取得報告書及び被扶養者認定申請書の審査を私学事業団が行い、データを適用徴収システムで処理し、 これを生涯共済番号と個人番号を紐付け、短期給付ファイルに登録する。

【令和8年1月~】電子申請の場合、学校法人等は資格取得報告書、被扶養者認定申請書及び国民年金第3号被保険者関係届の申請データを e-Govに入力し、適用徴収システムの申請受付審査システムの機能でe-Govから申請データを受け付けて、申請データの審査を本事業団が行う。 その後、データを適用徴収システムで処理し、生涯共済番号と個人番号を紐づけ、短期給付ファイルに登録し、国民年金第3号被保険者関係届については、日本年金機構に電子回付する。

e-Govについては、申請受付審査システムへの直接の連携後、個人番号を含め申請に係るデータは自動的に削除するため、個人番号は保持しない。 なお、学校法人等がCSVファイル添付方式による電子申請を行う場合、私学共済ポータル(私学共済にかかる学校法人等向けポータルサイト)で提供するe-Gov用CSVファイルチェック機能を利用して学校法人等が作成したCSVファイルをチェック後にe-Govに 入力する。また、学校法人等が私学共済ポータルで提供するe-Gov用CSVファイル作成機能を利用して、e-Govに入力するCSVファイルを 作成することもできる。e-Gov用CSVファイル作成機能/e-Gov用CSVファイルチェック機能については、ユーザが送信・入力したデータを 保存しない仕組みとしている。

2-②個人番号照会

資格取得報告書及び被扶養者認定申請書により取得した個人番号により、個人番号の真正性を確保するため、住基サーバを経由し、地方 公共団体情報システム機構へ照会をかける。また、被扶養者認定のため、認定対象者と同一住所の者の基本4情報及び個人番号を照会する。 2-③個人番号回答

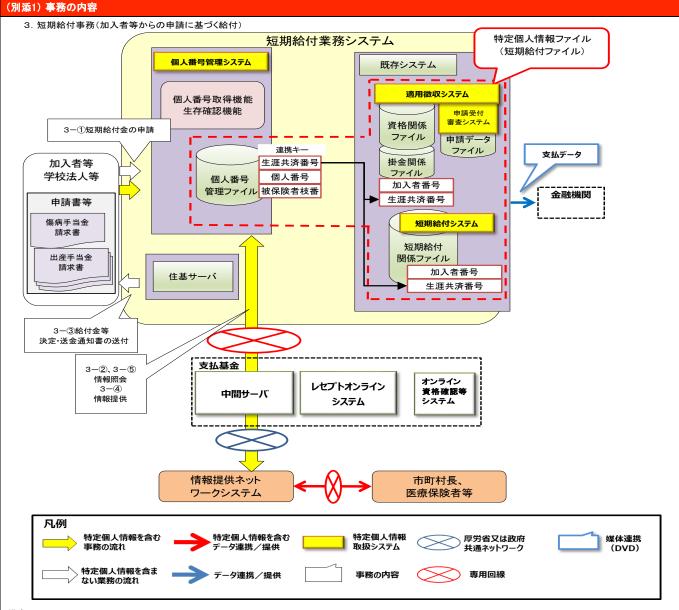
地方公共団体情報システム機構から回答を得た加入者及び被扶養者の個人番号について、生涯共済番号と紐付け、個人番号管理ファイルに 収録する。

2-4被保険者枝番の取得・登録

中間サーバに個人番号、基本4情報(又はその一部)及び資格情報を登録し、被保険者枝番を取得し、個人番号と紐付けて個人番号管理 システムに登録する。

2-⑤情報照会

私学事業団において、被扶養者の認定申請、任意継続加入者申出及び介護保険第2号被保険者適用除外該当・不該当申出等の審査を 本子事業団について、、板水養有の認定中間、圧息極続加入有中山及び力設体膜系2を被体膜有週用時外設当・不該当中山寺の番重で行い、必要に応じて支払基金に情報照会依頼を行い、情報提供ネットワークシステムを通じて口座関係情報等を照会し、照会結果を適用徴収システムで処理し、資格関係ファイル又は掛金関係ファイルへ登録する。 ※加入者等から提出された申請書等の記載内容のパンチ業務については、委託している。



3. 短期給付事務(加入者等からの申請に基づく給付)

3-① 短期給付金の申請

給付事由が発生した場合は、加入者は、給付金等の申請書に必要な事項を記載し学校法人等へ提出し、学校法人等が本人確認を行い、 私学事業団に提出する。

任意継続加入者は、給付金等の申請書に必要な事項を記載し、私学事業団へ提出する。本人確認は、私学事業団が行う。

3-② 情報照会

私学事業団において、短期給付金支給及び任意継続掛金還付の審査を行い、必要に応じて支払基金に情報照会依頼を行い、

支払基金が情報提供ネットワークシステムを通じて地方税情報等を照会し、照会結果を短期給付業務システムで処理し、短期給付ファイル へ登録する。

3-③ 給付金等決定・送金通知書の送付

決定された短期給付金の内容に基づき、給付金等決定・送金通知書を出力し加入者等に送付する。

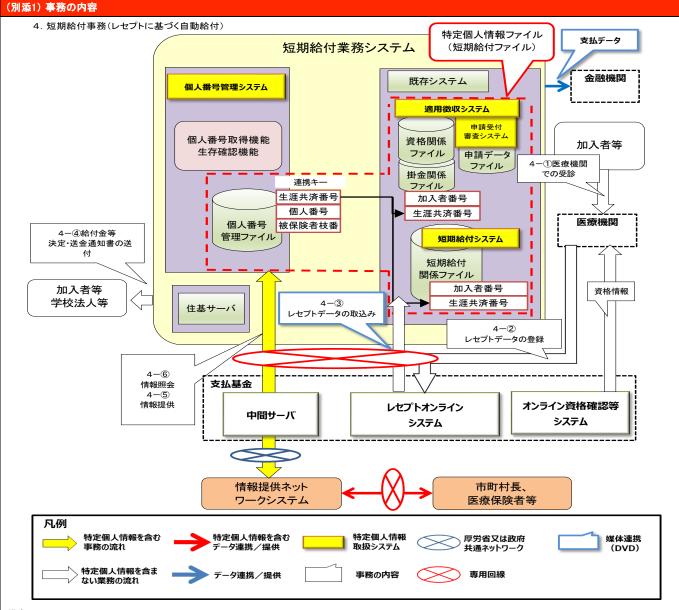
3-4 情報提供

支払基金及び情報提供ネットワークシステムを通じて、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の範囲で外部 連携機関(市町村長、医療保険者等)からの依頼により、短期給付ファイルから必要な情報の提供を行う。

3-5 給付金の支払事務(情報照会)

情報照会依頼を行い、情報提供ネットワークシステムを通じて口座関係情報等を照会し、直接本人に支払いを行う。

※加入者等から提出された申請書等の記載内容のパンチ業務については、委託している。

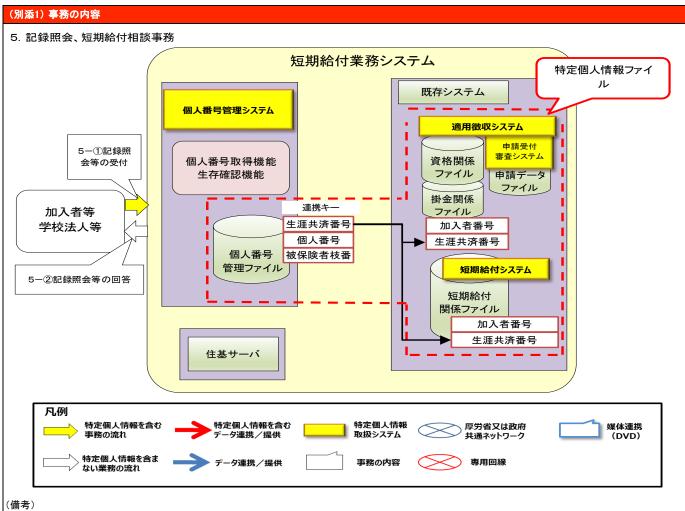


- 4. 短期給付事務(レセプトに基づく自動給付)

 - 4-① 医療機関での受診(マイナンバーカード等の提示) 加入者等が医療機関でマイナンバーカード等を提示し受診する。
 - 4-② レセプトデータの登録
 - 医療機関は、加入者等の受診内容に基づき、レセプトオンラインシステムでレセプトデータを登録する。

 - 4-③ レセプトデータの取込み 私学事業団において、専用回線を通じてレセプトオンラインシステムにアクセスし、ダウンロードしたレセプトデータをDVDに保存後、
 - そのDVDから短期給付システムにデータを取り込む。取り込んだレセプトデータを基に医療費、高額療養費の給付に係る審査を行う。
 - 4-④ 給付金等決定・送金通知書の送付
 - 加入者等に高額療養費の給付が発生した場合は、給付金等決定・送金通知書を出力し加入者等に送付する。
 - 4-5 情報提供
 - 支払基金及び情報提供ネットワークシステムを通じて、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の範囲で外部 連携機関(市区町村長、医療保険者等)からの依頼により、短期給付ファイルから必要な情報の提供を行う。
 - 4-⑥ 医療費、高額療養費の支払事務(情報照会)
 - 決定された医療費、高額療養費の内容に基づき、給付金の支払データ(電子記録媒体等)を作成し金融機関に回付する。
 - その後、医療費については、支払基金を経由し、医療機関に支払われる。高額療養費については、学校法人等を経由して
 - 加入者に支払われる。任意継続加入者については、必要に応じて支払基金に情報照会依頼を行い、

 - 加入者に又払われる。正志権が加入者については、近常に応じて入国金並には下が、 情報提供ネットワークシステムを通じて口座関係情報等を照会し、直接本人に支払いを行う。 ※レセプトオンラインシステムとは、医療機関と支払基金、支払基金と医療保険者等を全国規模のネットワーク回線で結び、レセプトデータを オンラインで受け渡す仕組みを整備したシステム。



- 5. 記録照会、短期給付相談事務
 - 5-① 記録照会等の受付

加入者等から個人番号の提示を受け、私学事業団職員又は委託業者が記録照会、短期給付相談を受け付ける。

5-② 記録照会等の回答

私学事業団職員又は委託業者は、加入者等から照会を受けた際、オンライン端末で個人番号を入力すると、これに紐付く生涯共済番号、加入者番号を一覧表示し、これらの番号で既存のオンラインで照会し回答を行う。個人番号から直接、短期給付情報に紐付くものではない。 ※私学事業団の地方出先機関(共済業務課)とは専用線で接続しており、相談業務を行っている。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

短期給付ファイル

744794H13F7 177			
2. 基本	2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		<選択肢>	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象と	なる本人の範囲 ※	加入者、任意継続加入者、被扶養者等	
	その必要性	・被扶養者の認定要件の確認の際に所得証明等確認書類の提出を省略できる。・加入者等の短期給付の決定の際に、私学事業団が他の医療保険者における給付決定情報との重複チェック及び給付調整を行う。・事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を行政機関等に求める場合において必要となる。・個人番号による短期給付相談や記録照会に対応するために利用する。	
④記録さ	れる項目	<選択肢>	
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [O] 個人番号	
	その妥当性	・個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報、基本4情報:対象者を正確に特定するために必要。 ・連絡先:対象者への連絡、各種必要書類の送付のために必要。 ・地方税関係情報、医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報、口座関係情報、戸籍関係情報:他機関に情報照会して入手し、短期給付の受給要件等を確認するために必要。	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日		平成29年1月4日	
⑥事務担当部署		業務部短期給付課、業務部資格課、業務部掛金課	

3. 特定個人情報の入手・使用				
			[〇]本人又は本人の代理人	
			[]評価実施機関内の他部署 ()	
①入手元 ※		内閣総理大臣、厚生労働大臣、法務大臣、日本年金 [O]行政機関·独立行政法人等 (機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済) 組合連合会、医療保険者、後期高齢者医療広域連合		
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村長)	
			[]民間事業者 ()	
			[〇]その他 (地方公共団体情報システム機構)	
			[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ	
②入手方	·2+		[]電子メール [〇]専用線 []庁内連携システム	
②八千万	法		[〇]情報提供ネットワークシステム	
			[○] その他 (e-Gov【令和8年1月~】	
			①基本4情報照会による個人番号登録 【初期作業(平成29年1月から)】 基本4情報照会により個人番号を取得し、収録を行う。	
③入手の時期・頻度		預度	②申請書等による個人番号登録(電子申請による入手を含む。【令和8年1月~】) 【初期作業以降】 個人番号が記載された申請書等(資格取得報告書、被扶養者認定申請書等) の提出を受ける都度、個人番号の収録を行う。	
			③情報提供ネットワークシステムからの利用特定個人情報の入手 短期給付の受給要件を確認する等、短期給付の支給及び任意継続掛金還付に必要となる際に、 外部連携機関(市町村長、医療保険者等)から利用特定個人情報を入手する。	
			①基本4情報照会による個人番号登録(平成29年1月) 番号法第14条(提供の要求)第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し、本人確認 情報の提供を求めることができる旨が規定されている。	
④入手に	係る妥	当性	②申請書等による個人番号登録(平成29年1月から)(電子申請による入手を含む。【令和8年1月~】) 各法令に、資格取得報告書、被扶養者認定申請書、マイナンバー更新連絡票等により個人番号 の報告を求める措置を規定することにより、個人番号が個人番号管理システムに登録されて おらず、未収録者となっている加入者等からの届出により随時、個人番号を入手する。	
			③情報提供ネットワークシステムからの利用特定個人情報の入手 短期給付の受給要件を確認する等、短期給付の支給及び任意継続掛金還付に必要となる際に、 外部連携機関(市町村長、医療保険者等)から利用特定個人情報を入手することにより、 添付書類を省略することができる。	
⑤本人への明示			特定個人情報を入手することの利用目的を私学事業団HPで明示する。 情報提供ネットワークシステムを通じ入手することは、番号法に明示されている。	
⑥使用目的 ※			・加入者等の短期給付の決定の際に、私学事業団が他の医療保険者における給付決定情報との重複チェック及び給付調整を行う。・短期給付の適正な給付に資するため、本人確認を行う際に利用する。・個人番号による短期給付相談や記録照会に対応するために利用する。	in the second
変更の妥当性)妥当性		
		使用部署 <mark>※</mark>	業務部短期給付課、業務部資格課、業務部掛金課	
⑦使用の	主体	使用者数	く選択肢> 「 50人以上100人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

⑧使用方法 ※		個人番号は、私学事業団が個人を特定するためのシステム的な番号である生涯共済番号と紐付けて管理を行う。 ①個人番号に基づく相談、照会事務 加入者等から照会を受けた際、オンライン端末で個人番号を入力すると、これに紐付く生涯共済番号、加入者等記号・番号を一覧表示し、これらの番号で既存のオンラインを照会し回答を行う。なお、個人番号から直接短期給付情報に紐付くものではない。
		②短期給付事務における行政機関、地方自治体、医療保険者等への情報提供ネットワークシステムを介した情報提供、照会 【情報提供】 データ標準に基づき中間サーバに提供ファイルを作成するが、生涯共済番号から個人番号管理ファイルにアクセスし、個人番号を取得、編集する。 【情報照会】 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会する際、インターフェース情報に個人番号を編集する。実際の照会は符号で行う。
	情報の突合 ※	①基本4情報照会による個人番号登録 【初期作業(平成29年1月から)】 基本4情報照会を行い、該当有のレコードについて個人番号を収録する。 ②申請書等による個人番号登録(電子申請による入手を含む。【令和8年1月~】) 【初期作業以降】 個人番号が記載された申請書等(資格取得報告書、被扶養者認定申請書 等)の提出を受ける。 地方公共団体情報システム機構に照会を行い、該当有のレコードについて個人番号を収録する。
	情報の統計分析 ※	_
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	各種申請書等に基づき、資格の確認、短期給付の裁定等を行う。
⑨使用開始日		平成29年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件
委託	事項1	申請書等の記載内容のパンチ業務
①委託	托内容	電子計算機にデータ入力するためのデータエントリー作業
	吸いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	加入者、任意継続加入者、被扶養者等
	その妥当性	短期給付に係る申請書等を電算処理するためにはデータ化が必要となる。人員の関係から、職員は審 査決定業務に専念するため、パンチ業務及び一部の審査業務を委託している。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [〇] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		私学事業団HPの「調達情報」から確認が可能。
⑥委託先名		NDSデータソリューションズ株式会社
雷	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託	委託事項2~5		
委託事項2		業務補助	
①委託内容		電話相談業務	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 「特定個人情報ファイルの一部] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	加入者、任意継続加入者、被扶養者等	
	その妥当性	原則として、短期給付を含めた各業務の一般的な相談について、一括で相談センターにおいて電話相 談を受けており、各業務部門でなければ対応できない個人の相談と切り分けているが、例外的に個人番 号での問合せが発生する場合がある。	
③委言	モ先における取扱者数	<選択肢> (選択肢> 1) 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (業務用オンラインシステム)	
⑤委語	£先名の確認方法	私学事業団HPの「調達情報」から確認が可能。	
⑥委 記	£先名	アルティウスリンク株式会社 株式会社オークス 株式会社バックスグループ	
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
委託	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託	事項3	中間サーバにおける資格履歴管理事務	
①委託	托内容	個人番号を利用した加入者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号と の紐付管理、オンライン資格確認等システムへの資格情報登録	
	吸いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	加入者、任意継続加入者、被扶養者等	
	その妥当性	私学事業団における資格履歴を管理するため。	
③委託先における取扱者数		<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	

⑤委託先名の確認方法		私学事業団への問合せ又は開示請求
⑥委託先名		支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再 委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行 能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他私学事業団が求める情報について記載した書面によ る再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む)の提出 を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管 理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合 も同様とする。)。
	⑨再委託事項	中間サーバの運用・保守業務
委託	事項4	中間サーバにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務
①委詢	七内容	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理
_	吸いを委託する特定個 プファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	加入者、任意継続加入者、被扶養者等
	その妥当性	私学事業団と情報提供ネットワークシステムとの対応窓口を、取りまとめ機関に一本化するため。また、私学事業団の機関別符号を、取りまとめ機関が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑤委託先名の確認方法		私学事業団への問合せ又は開示請求
⑥委託先名		支払基金
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再 委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行 能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他私学事業団が求める情報について記載した書面によ る再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む)の提出 を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管 理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合 も同様とする。)。
	⑨再委託事項	中間サーバの運用・保守業務

委託事項5		業務システム開発・維持管理業務
①委託内容		業務システム開発及び維持管理業務
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	加入者、任意継続加入者、被扶養者等
	その妥当性	システム開発及び維持管理業務を行うに当たり、当該データが必要となるため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (私学事業団の閉域網のシステム内でファイル利用、データベースの参照)
⑤委託先名の確認方法		私学事業団HPの「調達情報」から確認が可能。
⑥委 詞	托先名	株式会社日立製作所
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託する相手方の商号又は名称、住所及び連絡先、再委託する相手方の業務の範囲、再委託する必要性及び合理的理由、再委託する相手方が委託される業務を履行する能力及び報告の方法、再委託する相手方の個人情報等を含む情報セキュリティ、安全管理措置の管理体制及び事故が発生した場合の連絡体制、契約金額等を記載した「再委託承認申請書」を私学事業団に提出し、私学事業団の承認を得ることにより再委託をすることができる。再委託の相手方からさらに再委託が行われる場合も同様とする。
	9再委託事項	業務システム開発、維持管理業務
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (30) 件 [] 移転を行っている ()件 [] 行っていない					
提供先1	厚生労働大臣(提供先2以降は別紙参照)					
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番2					
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの					
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令第4条で定めるもの					
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者					
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())					
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度					
提供先2~5						
提供先6~10						
提供先11~15						
提供先16~20	提供先16~20					
移転先1						
移転先2~5						
移転先6~10						
移転先11~15						
移転先16~20						

6. 特定個人帽	「報の保管・済	消去			
①保管場所 ※		【短期給付業務システムにおける措置】 私学事業団の短期給付業務システム内に保存される特定個人情報ファイルは、データセンターで管理している。(【令和8年1月~】電子申請により受け付けた申請データは除く)・データセンターはセキュリティゲートにて入退館管理をしており、さらに特定個人情報ファイルを管理している部屋(サーバ室)は入退室管理を行っている。・特定個人情報ファイルを管理している部屋(サーバ室)への出入口には監視カメラを設置している。・バックアップ装置から取り外した媒体は、施錠管理されたテープ保管庫にて保管している。・バックアップ装置から取り外した媒体は、施錠管理されたテーブ保管庫にて保管している。・端末は盗難防止用チェーンにて盗難・紛失防止対策を行っている。・学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、文書受付担当部署により受付簿を作成、受領後、取込処理時以外、一定期間執務室内の鍵のかかるケースに保管し、その後委託先の施錠できる保管庫において保管することとしている。 【中間サーバにおける措置】 ①中間サーバ等の運用支援環境の設置場所は、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。②特定個人情報は、運用支援環境(情報提供サーバー)のデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <電子申請により受け付けた申請データについて>【令和8年1月~】 ①申請データを保管するサーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。②申請データは、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。			
	期間	<選択肢>			
②保管期間	その妥当性	適用記録(※1)は、年金額の算出に必要となる。遺族年金等の支給等のため、本人の死後も含めて長期にわたって記録を保管する必要があることから、記録の保管期間を定めず、恒久的に保管することとしている。なお、記録は恒久的に保管するが、個人番号については遺族年金等の受給権者の死亡確認後10年を経過してから消去する。 ※1:適用記録とは、加入者等の資格取得から喪失までの記録であり、年金額の算出に必要な標準報酬等の記録も含まれる。 〈電子申請により受け付けた申請データについて〉【令和8年1月~】 保管期間は規程に5年と定めており、5年を経過してから消去する。			
③消去方法		システムに保管される個人番号についてはシステム処理にて消去する。 学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等に含まれる特定個人情報の廃棄については、所定 の様式に記録し、責任者の許可を受けた後に委託業者に廃棄を依頼する。委託業者が確実に廃棄した ことについて、証明書等により確認する。 〈電子申請により受け付けた申請データについて〉【令和8年1月~】 ①申請データの消去は事業団のシステム処理によって実施される。私学事業団の業務データはクラウド 事業者にはアクセスが制御されているためクラウド事業者が申請データを消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの 復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって、ワイプ処 理もしくは消磁処理を行った上で物理的破壊によりデータを消去する。第三者による作業内容の検証レポートが発行され、レポートの内容を私学事業団が確認することができる。			
7. 備考					

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

○「特定個人情報ファイル(短期給付ファイル)」について

個人番号を収録している「個人番号管理ファイル」と生涯共済番号を連携キーとして「資格関係ファイル」、 「掛金関係ファイル」、「短期給付関係ファイル」が紐付くため、これらのファイルを1つの特定個人情報ファイル (短期給付ファイル)としている。

【令和8年1月~】また「申請データファイル」を入力データとして処理を行い「資格関係ファイル」を作成していることから、 「申請データファイル」についても特定個人情報ファイル(短期給付ファイル)としている。

(1)個人番号管理ファイル

1. 個人番号、2. 生涯共済番号、3. 個人番号状態コード、4. 個人番号決定年月日、5. 被保険者枝番

(2)資格関係ファイル

- 1. 生涯共済番号、2. 加入者番号、3. 加入者生年月日、4. 性別、5. 加入者カナ氏名、6. 加入者漢字氏名、7. 加入者証有効期限、
- 8. 取得年月日、9. 喪失年月日、10. 取得区分、11. 種別、12. 喪失事由、13. 他制度加入サイン、14. 加入者証返納年月日、
- |15. 変更年月、16. 報酬区分、17. 報酬月額、18. 賞与等支給額、19. 賞与等区分、20. 被扶養者生年月日、
- 21. 資格DB・通算協定記録、22. 居住先国コード、23. 郵便番号、24. カナ住所、25. 漢字住所、26. 住所維持コード、
- 27. 市区町村コード、28. 住民票コード、29. 給付金口座(任意継続)

(3)掛金関係ファイル

1. 生涯共済番号、2. 除外者記録レコード、3. 加入者番号、4. 介護適用除外期間、5.対象者情報

(4)短期給付関係ファイル

•共通記録

1. 生涯共済番号、2.加入者番号、3. 処理年月日

保健1記録

1. 事由発生日、2. 請求種別、3. 対象者、4. 続柄、5. 生年月日、6. 戻入欄、7. 過払額、8. 戻入サイン、9. 戻入額、10. 入金日、 11. 取消欄、12. 取消サイン

- 保健1支給記録 1. 裁定コード、2. 仮登録サイン、3. 給付種別、4. 算定額、5. 調整欄、6. 差引支給額、7. 支給額合計、8. 出産人数、9. 生産、 10. 死産、11. 支給月数、12. 埋葬費用、13. 給与欄、14. 等級、15. 標給、16. 変更年月日、17. 確認済サイン、18. 支払先サイン、
- 19. 決定日、20. 支払日、21. 取消サイン、22. 産科医療補償制度未加入サイン、23. 災害特例サイン

保健2記録

1. 受診月、2. 対象期間、3. 自年月日、4. 至年月日、5. 請求種別、6. 対象者、7. 続柄、8. 生年月日、9. 療養区分、10. 入院サイン、 11. 日数、12. 接骨欄、13. 区分、14. 戻入欄、15. 過払額、16. 戻入サイン、17. 戻入金額、18. 入金日、19. 取消欄、20. 検索番号、 21. 都道府県コード、22. 点数表コード、23. 処理年月、24. レセプト管理番号

保健2支給記録

- 1. 裁定コード、2. 合算、3. 対象サイン、4. 合算サイン、5. 入力総医療費、6. 総医療費、7. 公費欄、8. 助成有無、9. 法別番号、
- 10. 支払停止、11. 付加給付ストップ、12. 高額療養費ストップ、13. 入院付加金ストップ、14. 特別給付サイン、15. 自己負担額、
- 16. 給付種別、17. 算定額、18. 調整欄、19. 支給額、20. 支払先サイン、21. 入院付加金支払日、22. 差引支給額、
- 23. 多数該当サイン、24. 特定疾病サイン、25. 確認済サイン、26. 決定日、27. 支払日、28. SEQ・NO、29. 取消サイン、
- 30. 老健入院サイン、31. 入院食事療養費、32. 薬剤負担額、33. 公費薬剤負担額、34. 標準給与、35. 受診情報、
- 36. 対象者区分、37. 加入者区分、38. 所得区分、39. 負担割合、40. 申請変更、41. 医療機関コード、42. 調剤合算サイン、43. 処方 箋元医療機関コード

・休業記録

1. 請求月(自)、2. 給付種別、3. 請求期間、4. 自年月日、5. 至年月日、6. 休業期間、7. 自年月日、8. 至年月日、9. 初月サイン、 10. 戻入欄、11. 過払額、12. 戻入サイン、13. 戻入額、14. 入金日、15. 取消欄

·休業支給記録

- 1. 裁定コード、2. 支給期間、3. 自年月日、4. 至年月日、5. 出産年月日、6. 児数、7. 生産、8. 死産、9. 障年対象外サイン、
- 10. 障害給付欄、11. 停止コード、12. 基礎年金額、13. 支給開始年月、14. 年金額、15. 支給欄、16. 算定額、17. 前回算定額、
- 18. 調整欄、19. 差引支給額、20. 支払先サイン、21. 確認済サイン、22. 決定日、23. 支払日、24. 取消サイン、25. 出産予定日、
- 26. 請求加入者番号、27. 自制度、28. 自制度退職共済年金、29. 自制度障害共済年金、30. 他制度、31. 老齡基礎年金、
- 32. 障害基礎年金、33. 老齢年金、34. 障害年金、35. 災害特例サイン

·休業支給内訳記録

- 1. 自年月日、2. 至年月日、3. 期間区分、4. 実日数、5. 標準給与、6. 実給与、7. 等級、8. 標給、9. 変更年月日、10. 基本欄、
- 11. 標給日額、12. 支給率、13. 基本日額、14. 基本額、15. 給与証明欄、16. 自年月日、17. 至年月日、18. 実日数、19. 給与額、
- 20. 控除欄、21. 給与証明日額、22. 障年日額、23. 控除額、24. 算定額、25. 給与判定サイン、26. 休業前月給与

傷手満了日記録

- 1. 初診年月日、2. 疾病コード、3. 病種サイン、4. 満了日欄、5. 支給開始日、6. 法定満了日、7. 付加給付、8. 設定サイン、 9. 満了日、10. 満了済サイン
- •傷手途中出勤記録
- 1. 自年月日、2. 至年月日、3. 期間数、4. 月数、5. 日数、6. 更新区分、7. 取消サイン
- 継続給付療養者記録
- 1. 喪失年月日、2. 組合員番号、3. 対象者、4. 続柄、5. 生年月日、6. 確認済サイン、7. 取消サイン

•疾病記録

- 1. 更新回数、2. 疾病コード、3. 疾病コード1、4. 疾病コード2、5. 初診年月日、6. 有効期間、7. 自年月日、8. 至年月日、9. 追加申請サイン、10. 老健サイン、11. 満了日、12. 交付日、13. 回収日、14. 取消サイン、15. 疾病未表示サイン、
- 16. 医科歯科サイン、17. 歯科部位記録、18. A(左上)件数、19. A(左上)部位、20. A(左上)部位A、21. B(左下)件数、22. B(左下)部位、23. B(左下)部位B、24. C(右上)件数、25. C(右上)部位、26. C(右上)部位C、27. D(右下)件数、
- 28. D(右下)部位、29. D(右下)部位D
- •地方税関係情報記録

※番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令で定める事務及び情報のみ中間サーバに登録する。

(5)申請データファイル【令和8年1月~】

1. 電子申請キー情報、

資格取得報告書にかかる項目

2. 異動コード、3. 加入者番号、4. 加入者氏名(カナ)、5. 生年月日、6. カード区分、7. 加入者氏名(漢字)、8. 性別、9. 取得年月日、10. 給与月額、11. 最終前任校番号、12. 基礎年金番号有無、13. 基礎年金番号、14. 法人電話番号(下4桁)、15. 内部発送サイン、16. 遡及サイン、17. 年齢解除サイン、18. 休廃校サイン、19. 付番サイン、20. 低給与サイン、21. 外字サイン、22. 75歳以上チェック解除サイン、23. 個人番号(マイナンバー)、24. 郵便番号、25. カナ住所、26. 漢字住所、27. 居住先国コード、28. 住所解除サイン、29. 外字サイン、

被扶養者認定申請書にかかる項目

30. 異動コード、31. 加入者番号、32. 加入者氏名(カナ)、33. 生年月日、34. カード区分、35. 被扶養者氏名カナ、36. 被扶養者氏名漢字、37. 被扶養者生年月日、38. 被扶養者続柄、39. 被扶養者性別、40. 認定年月日、41. 基礎年金番号有無、42. 基礎年金番号、43. 内部発送サイン、44. 遡及サイン、45. 遠隔地サイン、46. 外字サイン、47. 75歳以上チェック解除サイン、48. 個人番号(マイナンバー)、49. 郵便番号、50. カナ住所、51. 漢字住所、52. 居住先国コード、53. 住所解除サイン、54. 外字サイン、55. 別居サイン、56. 郵便番号、57. カナ住所、58. 漢字住所、59. 居住先国コード、60. 住所解除サイン、61. 外字サイン、62. 受付日、63. 受付番号、

国民年金第3号被保険者関係届にかかる項目

64. 異動コード、65. 加入者番号、66. 届出理由、67. 加入者生年月日、68. カード区分、69. 国民年金第3号被保険者氏名(カナ)、70. 国民年金第3号被保険者氏名(漢字)、71. 国民年金第3号被保険者生年月日、72. 事由発生年月日、73. 任継加入者番号、74. 任継サイン、75. 別人サイン、76. チェック解除サイン、77. 取消サイン、78. 外字サイン、79. 個人番号(マイナンバー)/基礎年金番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

短期給付ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

【学校法人等からの入手】

- ・本人から入手した情報をもとに学校法人等が作成し事業団に提出する資格取得報告書等の様式 (紙、電子媒体、電子申請)には、対象となる者に限定した情報のみ記載することとしているため、 その者以外の情報は入手できない。
- ※【令和8年1月~】電子申請により届け書(資格取得報告書等)を受け付ける場合は、法人共通認証基盤(GビズID)によるID/PW方式かつGビズIDアプリの多要素認証によって、なりすましを防止し、提出者等からの情報のみ受け付けるようにシステムで制御されている。
- ・未収録者解消の取組における個人番号の提供を求めるリストは、システムにより抽出し未収録者 のみを記載するため、それ以外の者の個人番号の提供は求めない。

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容

【本人又は本人の代理人からの入手】

・本人が作成し事業団に提出する様式(紙)は、審査の対象となる者に限定した情報のみ記載する こととしているため、その者以外の情報は入手できない。

【地方公共団体情報システム機構からの入手】

・私学事業団で管理している加入者等から情報入手対象者の抽出条件をアプリケーションに実装すること及び基本4情報で照会した際、特定されたレコードのみ個人番号の収録を行うことで照会対象以外の情報の入手を防止する。

【学校法人等からの入手】

- ・手続に必要な事項のみを規定した様式(紙、電子媒体、電子申請)により情報を入手することから、 不要な情報入手は起こらない。
- ・学校法人等が電子記録媒体等による届出を行う場合、ホームページ上で公開している「電子媒体 作成機能」のチェック機能により、審査に必要な情報が入力されていること及び定められた仕様に 沿っていることを確認している。
- ・【令和8年1月~】電子申請により受け付ける場合もWebフォーム又は指定の様式に必要事項を入力することにより必要な情報のみを入手できるようにしており、必要な情報のみ受け付けるようにシステムで制御されている。

必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容

・【令和8年1月~】学校法人等がCSVファイル添付方式による電子申請を行う場合、私学共済ポータル(私学共済にかかる学校法人等向けポータルサイト)で提供するe-Gov用CSVファイルチェック機能により、審査に必要な情報が入力されていること及び定められた仕様に沿っていることを確認している。なお、e-Gov用CSVファイルチェック機能は、アクセスできるユーザを法人共通認証基盤(GビズID)によるID/PW方式かつGビズIDアプリの多要素認証で学校法人等に限定しており、また、ユーザが送信・入力したデータを保存しない。

【本人又は本人の代理人からの入手】

・手続に必要な事項のみを規定した様式(紙)により情報を入手することから、不要な情報入手は起こらない。

【地方公共団体情報システム機構からの入手】

・提供される情報はシステム的に制御されており、不要な情報は入手できない。 また、収録アプリケーションは、個人番号のみ更新するよう実装する。

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている
- 2) 十分である

]

リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	 【学校法人等からの入手】 ・各法令に基づき提出される申請書等には、使用目的が明示されているとともに、手続に必要な事項のみを規定した様式を示していることから、学校法人等は加入者に対してあらかじめ個人番号の使用目的を明示した上で、個人番号を記載した申請書等の提出を行う。 ※【令和8年1月~】電子申請により受け付ける場合も各法令により個人番号を記載することが規定されており、また手続に必要な事項のみを規定した様式を申請画面上で示していることから、提出者等は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等の提出を行う。 【本人又は本人の代理人からの入手】 ・各法令に基づき提出される申請書等には、使用目的が明示されているとともに、手続に必要な事項のみを規定した様式を示していることから、加入者等本人は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等の提出を行う。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構は、使用目的が法令に基づくものである場合に限り提供を行う。また、特定個人情報の入手は、地方公共団体情報システム機構と私学事業団双方のシステム間で行うため、国民・住民に負担を負わせるものではない。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人性	青報が不正確であるリスク
入手の際の本人確認の措置 の内容	【学校法人等からの入手】 加入者の特定個人情報については、特定個人情報の入手元である学校法人等が個人番号利用事務等 実施者となる。そのため、学校法人等が番号法第16条に基づく本人確認を行った上で個人番号の提供 を受けている。よって、私学事業団が学校法人等から入手する場合は、本人確認は行わない。 【本人又は本人の代理人からの入手】 ・番号法第16条に基づき、本人から入手する場合は以下の添付書類のいずれかにて本人確認を行う。 被扶養者については加入者本人が本人確認を行う。本人の代理人から入手する場合は、本人の個人番号の確認に加えて戸籍謄本、委任状等の書類による代理権の確認及び身元確認を行う。 ①個人番号カード(写し)及び運転免許証(写し)等写真の表示により本人を特定できる書類 ③以下のア及びイの書類の提示を受けること等 ア 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書 イ 写真の表示等により本人を特定できる書類 【地方公共団体情報システム機構から入手】 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構が番号法第8条に基づき住民票コードから個人番号を生成しており、入手する特定個人情報が本人のものであることは担保されている。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	【学校法人等からの入手】個人番号利用事務等実施者である学校法人等が、真正性確認を行っている。さらに私学事業団においても地方公共団体情報システム機構へ照会し、真正性の確認を行っている。 【本人又は本人の代理人からの入手】個人番号カード(写し)、若しくは通知カード(写し)と運転免許証(写し)等写真の表示により本人を特定できる書類の郵送を受けて、個人番号の真正性確認を行う。 【地方公共団体情報システム機構から入手】特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構が番号法第8条に基づき住民票コードから個人番号を生成しており、入手する特定個人情報が本人のものであることは担保されている。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・個人番号の正確性に疑義が生じた場合は、本人又は学校法人等に確認し、正確な情報を把握する。 ・加入者については、資格取得時の確認処理で、基本4情報に差があった場合、本人に変更届を提出するよう勧奨を行っている。また個人番号に変更がないかも確認を行う。 ・加入者等に係る個人番号については、法令において変更時等の報告義務を課しており、地方公共団体情報システム機構に照会を行うことにより、正確性を確保している。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 〇書類による入手 【学校法人等、本人又は本人の代理人からの入手】 ・申請書等に不備がある場合、不備返戻を行うと宛先誤り等により特定個人情報の漏えいや紛失が 生じる恐れがあるため、電話照会等により職員が補正できるような軽微な補正(単純な誤記等)に ついては職員が直接修正することとし、申請書等の不備返戻は行わない。 ・申請者等に不備返戻を行う場合は、簡易書留等により誤送付防止を図るとともに、申請書等処理簿に 記録し申請書等の散逸防止を図る。 ・返戻等のため申請書等を事務所外へ送付する際には住所・氏名を複数人で確認するとともに、 送付の事実を記録する等、誤送付や紛失を避ける取組を行う。 ・システム入力後の申請書等は施錠された所定の保管場所に保管するとともに、他の文書と混同 することを防止する措置を講ずる。 ○電子媒体による入手 【学校法人等からの入手】 ・学校法人等が電子記録媒体等による届出を行う場合、ホームページ上で公開している「電子媒体 暗号化ツール」を使用し、情報を暗号化したうえで事業団に提出させる。また、郵送する際は 簡易書留等により誤送付防止を図ることを推奨している。なお「CRYPTREC暗号リスト (電子政府推奨暗号リスト)」に則った暗号技術を採用している。 ・「電子媒体作成機能」及び「電子媒体暗号化ツール」は、CMSで管理しており、 WEBサーバ上のコンテンツの更改はCMSサーバからのみ可能としている。 加えて、WEBサーバにおける悪意ある第三者によるコンテンツの改ざんについては、 改ざん防止機能で検知・対処できるよう対策を講じている。 学校法人等から電子記録媒体等による届出があった場合、取り込み用PCを使用して リスクに対する措置の内容 ウイルスチェックを行い、不正なプログラムが含まれていないことを確認する。 提出された電子記録媒体等は、受付簿を作成し、電子記録媒体等に受付日・受付番号 及び電算処理日を付して、処理を行うまでの間、鍵付きの保管庫にて保管・管理している。 ○電子申請による入手【令和8年1月~】 【学校法人等からの入手】 ・電子申請により資格取得届等の申請情報が提出された場合は、政府共通ネットワーク及び 文部科学省ネットワーク(専用線)を経由して、申請受付審査システムに情報が回付される こととなっており、個人情報が漏えい、紛失する恐れはない。 ·私学共済ポータル(私学共済にかかる学校法人等向けポータルサイト)で提供するe-Gov用 CSVファイル作成機能/e-Gov用CSVファイルチェック機能は、コンテンツの更改を管理者のみ 可能としている。加えて、悪意ある第三者によるコンテンツの改ざんについては、改ざん防止機能で 検知・対処できるよう対策を講じている。また、e-Gov用CSVファイル作成機能/e-Gov用CSVファイル チェック機能上にユーザが送信・入力したデータを保存しない仕組みとしている。なお、e-Gov用CSV ファイル作成機能/e-Gov用CSVファイルチェック機能にアクセスできるユーザは法人共通認証基盤 (GビズID)によるID/PW方式かつGビズIDアプリの多要素認証で学校法人等に限定している。 〇専用線による入手 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 地方公共団体情報システム機構との連携においては、情報の搾取・奪取等の防止及び情報の正確性 担保のため、専用回線である住民基本台帳ネットワークシステムを用いるほか、情報の暗号化を実施 する等の措置を講ずる。 <選択肢> 十分である] 1) 特に力を入れている3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用					
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
宛名システム等における措置 の内容	個人番号管理システムは、短期給付ファイルで管理している生涯共済番号と個人番号を紐付けているため、地方公共団体の宛名システムに該当するものである。短期給付業務以外の他の事務からは短期給付ファイルにアクセスできないようプログラム制御を行う。				
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容					
その他の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2: 権限のない者(元職	銭員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーザ認証の管理	C				
具体的な管理方法	下記のユーザ情報については、申請書等に基づく手続を行い、定期的に登録内容に誤りがないかチェックを行っている。 【システム利用のユーザ認証】 ・全ての端末において、ログイン時は、生体認証(顔認証方式)を実施している。 ・業務システムのログイン時に、端末ログインとは別のユーザ認証を実施しており、職務の利用権限によって、業務システムの利用できる機能をシステム的に制限している。 【データ保管や運用のユーザ認証】 ・マシン室では処理を実施している。そのマシン室(サーバの設置場所含む。)の入退室は、入退室管理システムにてチェック及び記録している。・開発業者作業場所の一部や、マシン室(サーバの設置場所含む。)への出入口には監視カメラを設置している。・開発業者作業場所の一部や、マシン室(サーバの設置場所含む。)への出入口には監視カメラを設置している。・取込み用PCの設置及び電子記録媒体等を保管する場所は、私学事業団の「情報セキュリティ対策基準」等において定める要管理対策区域に設置、保管している。また、入館証の着用・明示により部外者の立入りを制限している。 ・取込み用PCは、操作者(ユーザID)、ログイン日時等の特定が可能となる情報を監査証跡としてシステムに記録する機能を導入している。当該ログは必要に応じ随時にチェックを行う。				

アクセス権限の発効・失効の 管理		[行っている]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	(1)ID/パスワードの発効管理・アクセス権限と事務の対応表・アクセス権限が必要となったは・申請に基づき、運用管理者が(2)失効管理・定期的又は異動・退職等のイを確認し、当該事由が生じた「【中間サーバにおける措置】私学事業団の運用管理担当者・IDは、ID付与権限を持った運デ・運用管理担当者用IDにID付与・指定日から職員IDを有効にし	Eめた規程に基づき、次の管理を行理を作成する。 場合、職員が運用管理担当者へ事が対応を確認の上、承認(アクセスを対応を確認の上、承認(アクセスを終にはアクセス権限を更新し、当該が以下の管理を行う。 用管理担当者用IDと一般的なユーラ権限を与えることにより、一般的なストリ、指定日から職員IDを無効とるよう中間サーバで制御している。	F務に必要なアクセス権限を申請する。 権限を付与)する。 限を有していた職員の異動/退職情報 刻Dを失効させる。 ・ザIDがある。 なユーザIDを作成できる。 するよう中間サーバで制御している。
アクセ	ス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	まっており、ユーザIDとアクセス	、権限を、台帳及びシステム内のフ 等が利用できないように、口座関係	3署・契約等に基づき、業務に応じて決 アクセス制御機能で管理している。事務 系情報等に不必要な情報が紐づかない
特定值	固人情報の使用の記録	[記録を残している	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	参照情報(画面情報)等の特定 当該ログ記録はシステムに保存 応じ随時にチェックを行う。	が可能となる情報を監査証跡とし 字され、年次でテープ(媒体)に記録 施行令第30条により情報提供等の	ては、操作者(ユーザID)、参照日時、 、て記録する機能を導入している。 禄を移す。ログは定期的に及び必要に)記録の保存期間が7年とされているこ
その作	也の措置の内容	_		
リスク	への対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク				
リスクに対する措置の内容	以下の対策を実施し、従業者が事務外で使用するリスクを回避。 ・特定個人情報は、アクセス権限制御等によりセキュリティが担保されている基幹サーバー(以下、基幹サーバーという。)で管理しているため、一般職員の端末から特定個人情報をダウンロードすることはできない。【令和8年1月~】特定個人情報のうち電子申請により受け付けた申請データは、クラウド事業者が管理するデータセンター内のサーバで管理しているため、一般職員の端末から特定個人情報をダウンロードすることはできない。ことはできない。ことはできない。ことはできない。ことはできない。ことはできない。ことはできない。ことはできない。ことはできない。まだ、申請データは、契約によりクラウド事業者が直接アクセスすることはない。また、申請データはは当時号化され暗号化に使用する暗号鍵は、クラウド事業者のサービス内で管理されるが、クラウド事業者が直接アクセスすることはできない。業務システム開発、維持管理業務の事業者は、ユーザの権限管理や運用ルールにより特定個人情報にアクセスできない。ただし、障害対応等の限定した作業においては、業務システム開発、維持管理業務の事業者が等の際定した作業においては、業務システム開発、維持管理業務の事業者が等の限定した作業においては、業務システム開発、維持管理業務の事業者が特定個人情報をつけている。また、私学事業団が対応することでアクセスする。業務システム開発、維持管理生態視カメラを設置している。また、私学事業団から貸与する端末かつその端末で専用総を使用することでのおシステムにつれて可能とする。作業場所の管理等の状況については、私学事業団が年1回以上の実地検査により確認する。作業場所の管理等の状況については、私学事業団が年1回以上の実地検査により確認する。作業場所の管理等の状況については、私学事業団内では報となっており、入退出情報状況を記録している。・私学事業団内で情報とセエリティポリシーを整備し、遵守している。・私学事業団内で情報とセエリティポリシーを整備し、遵守している。・私学事業団内で情報とセエリティポリシーを整備し、遵守している。・私学事業団内で信に1回以上のセキュリティ教育や個人情報保護に関する自己評価を実施している。・個人番号を含む特定個人情報を取り扱うことが必要な職員にのみ情報照会を許可することで、必要最小限の職員に限定するとともに、情報照会のログ等を定期及び必要に応じ随時に分析し、不適切な使用を防止する。			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢>] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 以下の対策を実施し、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクを回避。 【物理的な対策】 ・無線LANの利用を禁止し、情報の不正取得を防止している。 ・特定個人情報は、基幹サーバーで管理しているため、一般職員の端末から特定個人情報を ダウンロードすることはできない。【令和8年1月~】特定個人情報のうち電子申請により受け付けた 申請データは、クラウド事業者が管理するデータセンター内のサーバで管理しているため、 一般職員の端末から特定個人情報をダウンロードすることはできない。ただし、業務上必要な 一般職員に限定して国民年金第3号被保険者関係届のデータを作成可能とするが、 作業は複数名で実施するルールとし、管理者がデータの作成状況を確認可能とする。 ・バックアップを作成するために特定個人情報を媒体に書き出す操作は、システムの運用スケジュール により、マシン室内の端末で操作され、アクセスログも残されている。 マシン室(サーバの設置場所含む。)の入退室は、入退室管理システムによりチェックを行い、入退出 状況を記録している。 ・開発業者作業場所の一部や、マシン室(サーバの設置場所含む。)への出入口には監視カメラを設置 している。 ·学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、執務室内又は委託先の施錠できる 保管庫において保管している。 【アクセス制御に関するシステム対策】 ・未確認の端末がネットワークに接続した場合、検知及び排除する仕組みを導入している。 ・端末、業務システム、サーバへのログイン時にユーザ認証を行っている。 ・職務の利用権限によって、業務システムの利用できる機能をシステム的に制御している。 ・特定個人情報を含んだファイルを格納しているデータフォルダなどにアクセス権限を設定し、 管理している。 リスクに対する措置の内容 ・ネットワークを通じたデータのやり取りは、通信を行う際、認証を行っている。 【アクセス記録に関するシステム対策】 ・業務システムの不正利用があった場合は、ユーザ及び業務処理を特定することができる。 ・特定個人情報にアクセスする際、アクセスログを記録している。 ・オンライン監査証跡機能を導入している。 【情報利用時の運用対策】 ・運用スケジュールを元にシステムで作成するデータを媒体に書き出す際は、暗号化を行っている。 ・端末や業務システムにログインするIDについて、共用IDの利用を禁止している。 業務運用中に離席する場合は、ロック操作を行い、システムから切断することを徹底している。 外部業者等と媒体のやり取りの記録の確認を行っている。 【その他】 ・業務システム開発、維持管理業務の事業者は、ユーザの権限管理や運用ルールにより特定個人情報 にアクセスできない。ただし、障害対応等の限定した作業においては、業務システム開発、 維持管理業務の事業者が特定個人情報を一時的に使用可能となるように私学事業団が対応する ことでアクセスする。 業務システム開発、維持管理業務の事業者のうち私学事業団に常駐ではない者の作業場所は、 指静脈認証による入退室管理と監視カメラを設置している。また、私学事業団から貸与する端末かつ その端末で専用線を使用することでのみシステムにアクセス可能とする。作業場所の管理等の 状況については、私学事業団が年1回以上の実地検査により確認する。 【令和8年1月~】申請データは、契約によりクラウド事業者が直接アクセスすることはない。また、申請 データは暗号化され暗号化に使用する暗号鍵は、クラウド事業者のサービス内で管理されるが、クラ ウド事業者が直接アクセスすることはできない。 <選択肢> Γ 1 十分である 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 委託先に対し、以下のリスク対策を行っている。 【調達時の確認】 ·ISMS、プライバシーマークなどの認証資格を取得するなど情報セキュリティの管理体制が確保 された業者とする。 契約書に基づき、秘密情報の取扱い、安全管理体制の整備等の実施を遵守する旨の「個人情報等 の取扱いに関する特記事項」を取り交わす。 情報保護管理体制の確認 責任者等が明記された作業実施体制の提示を義務付けている。 ・調達仕様書に一般的要件として機密の保持、遵守事項作業の指揮監督等の事項を定め、作業を 進めるよう指示している。 【诵常時の確認】 ・私学事業団で作業を行う者は、作業管理簿に登録し、参照情報等ログを取得可能とする。 ・業者用ファイルフォルダは定期的に格納情報のチェックを行うことで、特定個人情報の取扱い について、情報セキュリティポリシーが遵守されているか確認している。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲覧 Γ 制限している] 1) 制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 委託先は、委託業務の実施に当たり、特定個人情報ファイルにアクセスできる業務委託員を必要最小限 具体的な制限方法 に限定し、当該者のみアクセス権限を付与する。また、アクセス権限の設定に当たっては、業務上の責 務と必要性を勘案し、必要最小限の範囲に限って許可を与える。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの取扱 Γ 記録を残している] 1) 記録を残している 2) 記録を残していない いの記録 具体的な方法 オンラインで参照した場合は、使用した人、参照した箇所のログを取得し、一定期間保管している。 く選択肢> 特定個人情報の提供ルール 定めている 1) 定めている 2) 定めていない 委託先から他者への 契約書に、契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らしてはならない旨定めており、委託先から他 提供に関するルールの 者への特定個人情報の提供は認めていない。また、締結した契約書等に基づく特定個人情報の取扱い 内容及びルール遵守 状況に関して、職員が定期的に現地調査にて確認する。 の確認方法 【調達仕様書 機密の保持条項】 ・業務上知り得た情報等について、いかなる場合においても、第三者に開示若しくは漏えいしては ならない。 委託元と委託先間の 契約終了後においても同様とする。また、作業上取り扱う設計資料、データ、プログラム等は 提供に関するルールの 適切に管理し、作業場所から持ち出してはならない。 内容及びルール遵守 の確認方法 【確認方法】 ・マシン室内の端末以外からの持出しが物理的に不可、持出し時の認証及び持出しログ確認を 定期的に実施しており、データの持出しを制御している。 <選択肢> 特定個人情報の消去ルール 定めている 1) 定めている 2) 定めていない ルールの内容及び 「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を取り交わし、委託契約履行後は廃棄することを決め、廃棄 ルール遵守の確認方 処理を行った場合、証明書を提出させる等の対処を実施することとしている。 法

	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定めていない
	規定の内容	・特再漏漏委特従委デ定を表え、託定業託一の個話いい。契個者先々	特義務。 内からの特定個人情: 人情報ファイル取扱し 人情朝の目的外利託の が変とした場合。 が変を取りが後の特別を が後の特別をを監 が後の特別を が後の特別が育立 が高いである。 での監のの でのことができる。 でのことができる。 でのことができる。 でのことができる。 でのことができる。 でのことができる。 でのことができる。 でのことができる。 できるのでは、については、 できるのできるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのできるのでは、 できるのできるのでは、 できるのできるのできるのできる。 できるのできるのできるのできる。 できるのできるのできるのできる。 できるのできるのできるのできる。 できるのできるのできるのできる。 できるのできるのできるのできる。 できるのできるのできるのできるのできるのできる。 できるのできるのできるのできるのできる。 できるのできるのできるのできるのできるのできる。 できるのできるのできるのできるのできるのできる。 できるのできるのできるのできるのできるのできる。 できるのできるのできるのできるのできるのできる。 できるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできる。 できるのできるのできるのできるのできるのできる。 できるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるの	、場所の の禁場 いの は いる 場合 いる は いる は の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の に の に に に に に に に に に に に に に	限定と明確化。 復写・複製の禁止。 な、本事業団の承認 まの義務付け。 元への速やかな報が 却又は消去。 と明確化。 理方法。 義務付け など。	思を得ること。) 告と委託先の〕	
	も モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入∤ 3) 十分に行って		2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法	再い・・・・・・・・・・・ 表も密業定定委ええ託定業託 一条 大同保所個個託いい契個者先々	において安全管理措 様に取り扱うものとす	置が講じ 報の持のでは、 報の持のでは、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	られていることを確 この禁止。 限定と明確化。 復写・複製の禁止。 、本事業団の承証 策の義やけけ。 こへの速やかな報 却又は消去。 と明確化。	思を得ること。)	
その他	その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され		2) 十分である
特定個	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_							

5. 特定個人情報の提供	・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)]提供・移転しない			
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移の記録	転 [記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2)	記録を残していない			
具体的な方法	【日本年金機構への提供】 情報提供の記録はログで記録し、ログは一定期間保管する。				
特定個人情報の提供・移関するルール	転に く選択肢 	定めていない			
ルールの内容及 <i>U</i> ルール遵守の確認 法		ム又はe-Gov電子申請に限			
その他の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 3) 課題が残されている	十分である			
リスク2: 不適切な方法で	で提供・移転が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	容 【日本年金機構への提供】 国民年金第3号被保険者関係届のデータについては、仕様書によりファイルれており、電子回付の方法は、日本年金機構が提供する届書作成プログラムられている。また、作業を実施する際は、複数名で実施し、作業結果を管理者	ム又はe-Gov電子申請に限			
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 「 十分である 」 (選択肢> 1)特に力を入れている 2) 3)課題が残されている	十分である			
リスク3: 誤った情報を提	是供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク				
リスクに対する措置の内容	【日本年金機構への提供】 国民年金第3号被保険者関係届のデータについては、仕様書に基づき、プロ出し、作成しているため、誤った情報を作成することはない。電子回付の方法する届書作成プログラム又はe-Gov電子申請に限られており、作業を実施す作業結果を管理者が確認することとする。	は、日本年金機構が提供			
リスクへの対策は十分か	【 十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2) 3)課題が残されている	十分である			
特定個人情報の提供・移する措置	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
_					

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	っ りれるリスク
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 【中間サーバにおける措置】 ①情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②支払基金の職員が情報照会体類及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、操作履歴(操作ログ)を中間サーバで記録しているため、不適切な操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令及び第19条第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 ・本人が任意継続加入者申出及び任意継続加入者異動をする際に、受取口座として登録した公金受取口座の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、口座関係情報を情報照会する運用とすることにより、目的外の口座関係情報の入手を防止する。 ・運用については、申請・請求の都度、複数名の職員によって照会対象の確認等審査業務を行う。 照会後、給付に当たって、上長により口座関係情報の取得が適切であるかを含めて、決裁を採る。また、情報照会のログと公的給付支給等口座登録簿情報の利用の有無等を随時分析することとする。 ・口座関係情報の入手については、本人が誤った認識で申請し、本意ではない情報連携を行うことを防ぐため、公金受取口座制度の趣旨や事務での利用方法を私学事業団のホームページや、申請様式、配布資料等に記載する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <基が版> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない	5法によって入手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 【中間サーバにおける措置】 ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ②中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ③中間サーバと私学事業団の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路のいずれかの方法を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人性	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 【中間サーバにおける措置】 ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付け られた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を 入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	【

リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 【中間サーバにおける措置】 ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②短期給付業務システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、操作履歴(操作ログ)を中間サーバで記録しているため、不適切な操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ⑤中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ⑥中間サーバと私学事業団の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路のいずれかの方法を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応を行う。 (※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 十分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行わ	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 【中間サーバにおける措置】 ①情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (④支払基金の職員が情報に会体頼及び情報に会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、操作履歴(操作ログ)を中間サーバで記録しているため、不適切な操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供	供されるリスク
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 【中間サーバにおける措置】 ①情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、操作履歴(操作ログ)を中間サーバで記録しているため、不適切な操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ③中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバと私学事業団の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路のいずれかの方法を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 【中間サーバにおける措置】 ①情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路 情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人 リスクに対する措置の内容 情報が提供されるリスクに対応している。 ②データの形式チェックと、画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備 することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベースの副本データを基幹システムの原本と照合するためのエクスポートデータ を出力する機能は、医療保険者等のみが利用できるよう制限している。 <選択肢> Γ 十分である 1 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。

【中間サーバにおける措置】

- ①支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、操作履歴(操作ログ)を中間 サーバで記録しているため、不適切な操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバにて担保されており、不正な名寄せが行われるリスク に対応している。
- ③中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用すること により、安全性を確保している。
- ④中間サーバと私学事業団の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合は IPSecによる暗号化された通信経路のいずれかの方法を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応を行う。 ⑤中間サーバでは、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバを
- 利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。

7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク <選択肢> 政府機関ではない 1 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している ①NISC政府機関統一基準群 3) 十分に遵守していない <選択肢> 4) 政府機関ではない 十分に整備している 1 ②安全管理体制 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない <選択肢> Γ 十分に整備している ③安全管理規程 4 安全管理体制・規程の職 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない 〈選択肢〉 十分に周知している] 員への周知 Γ 1 十分に行っている 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない ⑤物理的対策 2) 十分に行っている 業務システムについて情報漏えいのリスク対策として以下の対策を実施。 【物理的な対策】 ・全ての端末において、ログイン時は、生体認証(顔認証方式)を実施している。 ・マシン室(サーバの設置場所を含む。)の入退室は、入退室管理システムによりチェックを行っている。 ・開発業者作業場所の一部や、マシン室(サーバの設置場所を含む。)への出入口には監視カメラを 設置している。 ・端末は盗難防止用チェーンなどの盗難・紛失防止対策を行っている。 ・学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、文書受付担当部署により受付簿を 作成、受領後、取込処理時以外、一定期間執務室内の鍵のかかるケースに保管し、その後委託先の 施錠できる保管庫において保管することとしている。 学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等に含まれる特定個人情報の廃棄については、 所定の様式に記録し、責任者の許可を受けた後に委託業者に廃棄を依頼する。委託業者が 確実に廃棄したことについて、証明書等により確認する。 要管理対策区域において、私物PC、バッグ等の持ち込みを禁止(クラス3)、私物PCの使用を 禁止(クラス2)している。 【情報利用時の運用対策】 ・業務運用中に離席する場合は、ロック操作を行い、システムから切断する。 ・特定個人情報は、基幹サーバーで管理しているため、一般職員の端末から特定個人情報をダウンロードすることはできない。ただし、業務上必要な一般職員に限定して国民年金第3号被保険者 関係届のデータを作成可能とするが、作業は複数名で実施するルールとし、管理者がデータの 作成状況を確認可能とする。 ・バックアップを作成するために特定個人情報を媒体に書き出す操作は、システムの運用スケジュール により、マシン室内の端末で操作され、アクセスログも残されている。 マシン室内の端末以外からの持出しが物理的に不可、持出し時の認証及び持出しログ確認を定期的 に実施しており、データの持出しを制御している。 ・バックアップ媒体は運用サイクルに沿って利用され、利用既定回数に達した媒体は、破壊、破棄を 具体的な対策の内容 実施しており、廃棄履歴管理も行っている。 特定個人情報は、端末には保存しない。 【中間サーバにおける対策】 ・中間サーバー等の運用支援環境は、クラウド事業者が保有・管理する環境(日本国内)に設置し クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理等をすることでリスクを回避する。 ・クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、電子錠による入退室制限等の物理的なアクセス 制御手段により、許可された利用者のみが入退室できるようにする。また、監視カメラ等による 入退室及び室内映像の収集ができ、入退室の記録を取得可能とする。 【その他】 ・業務システム開発、維持管理業務の事業者は、ユーザの権限管理や運用ルールにより特定個人情報 にアクセスできない。ただし、障害対応等の限定した作業においては、業務システム開発、維持管 理業務の事業者が特定個人情報を一時的に使用可能となるように私学事業団が対応することでアク セスする。業務システム開発、維持管理業務の事業者のうち私学事業団に常駐ではない者の作業 場所は、指静脈認証による入退室管理と監視カメラを設置している。作業場所の管理等の状況に ついては、私学事業団が年1回以上の実地検査により確認する。 <電子申請により受け付けた申請データについて>【令和8年1月~】 ・申請データを管理するサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構成している。 ・クラウド事業者を選定する際の調達要件として、当該クラウドサービスが政府情報システムの ためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されている 事業者であることとしている。 具体的な対策の内容としては、クラウド事業者が保有・管理するクラウド環境を日本国内に設置し、 当該事業者が電子錠による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、クラウドの運用環境 には許可された利用者のみが入退室できるようにし、監視カメラ等による入退室及び室内映像を 収集し、入退室の記録を取得することとしている。

⑥技術的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている
(⑥技術的対策) 具体的な対策の内容	(不正アクセス対策) 3) 十分に行っていない (不正アクセス対策) 3) 十分に行っていない (不正アクセスを防止するため、インターネット利用端末と業務システム利用端末は、ネットワークが分離されている。 情報撮混しいの対策のために、端末はドライブの暗号化及びデータ持出し不可の制御を実施している。 ・全ての端末において、ログイン時は、生体認証・師認証方式と実施している。 ・全ての端末において、ログイン時は、生体認証・師認証方式と実施している。 ・学でカフルツなどアクセス権限を設定し、管理している。 ・学でカフルツなどアクセス権限を設定し、管理している。 ・端末ログインやサーバアクセスと複別に、業務システムのログイン時はユーザ認証を実施しており、職務の利用権限しよって、無等システムの利用できる機能をシステム的に制限している。 ・システムに医管する情報は、暗号化処理を行い、情報漏えい等の防止の措置を講じる。 ・学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、取込み用PCを使用して、届け出内容を適用機定システムに周出の電子記録媒体等については、取込み用PCを使用して、届けの容を適用機のシステムに関係のない端末からアクセスできないよう、ファイアウォール等でアクセス制御している。 ・少イルス対策とから、提供を表しており、最新の定義ファイルへの更新を行っている。 ・ツイルス対策ソフトを、サーバ、端末に導入しており、最新の定義ファイルへの更新を行っている。 ・ツイルス対策ソフトを、サーバ、端末に導入しており、最新の定義ファイルへの更新を行っている。 ・ツイルス対策ソフトを、サーバ、端末に導入しており、最新の定義ファイルへの更新を行っている。 ・ツイルス対策ソフトを、サーバ、端末に導入しており、最新の定義ファイルへの更新を行っている。 ・ツイルス対策ソフトを、サーバ、端末で、主選所支援環境では、セキュリテイが実を優にするが表でスターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・運用支援環境では、セキュリティ対策を展析する場合に、アクセス制御を行うともに、ログの解析を行う。 ・プインターネットには接続できないようシステム面の指置を表している。アウセス制御を行う。連用を提供するは、サービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含むるで表したアクセスがあった。アウセス制御を行う。・選用支援環境では、ウイルス対策を決まるが開入を表したのの最低とない。アウセス制御のお遺伝を表したの方が事業者が個人番号等にアクセスできない。方に、アクセス制御を行う。・2番人は関係を提供するように入り上の対しまるにより、アウセス制御の対策を受けまるによって、大力に、アウセスできない。ただし、陸者が応等の限定したの通信に、毎日が記述する。とで、アウセスできない。ただし、陸者が応等の限定したで未まにおいては、業務システム開発・維持管理業務の事業者が信を表しまのでいて、「全の相に」といより持定を表しまながよりまりまれている。 ・電子は関係ない、するに関係ない、するに関係ない、するに関係ない、するに関係ない、アウセスを助いが対しまれている。 ・電子は関係ない、アウセスできないがでは関係ないでは、まがは、アウセスできないがでは、まがは、アウセスできないがでは、アウセスできないがでは、アウモスの関係ないでは、アウモスの関係ないでは、アウモスの関係ないでは、アウモスの関係ないでは、アウモスの関係ないでは、アウモスの関係ないでは、アウモスの関係ないでは、アウモスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスの関係ないでは、アウェスのでは
⑦バックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・周知	3) 十分に行っていない (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

機関に	生3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし	.]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_				
⑩死者	当の個人番号	[保管	管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号	計についても、引	き続き生	存者の個人番号と同様に保管	管することとしている。
その他	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 特定個人情報が古	い情報のまま保管	管され続けるリス	ク		
リスク	に対する措置の内容				る記録の更新をする。	「規則に基づき異動報告書の提出
リスク	への対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまで	でも存在するリス	ク		
消去	手順	. ,-	めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	手順の内容	長と確シ※ 学場消業確 電際スカナンのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	て記録を保はいる は経過ではいる者のは にはいる者のでは はいる者のでは はいる者のでは はいる者のでは はいる者のでは はいる者のでは はいっては はいった。 といた。 といた。 といた。 といた。 といた。 といた。 といた。 とい	るな去の。出呆証で証言されがら、滋しいめ的す。資の存明は明にいいまである中のではいいです。中のラ理ではいいでは、本にが保もの、取い子の等は書に、ないでは、ないでは、の、取い子の等は、またないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	あることから、記録の保管期間でするが、個人番号についてのとしており、システムに保管得から喪失までの記録でありまた。ここは、特定また、これらの作業を委託により確認する。またより確認する。またより確認する。またよりであり、一夕を消去である。またはない。の記録者において、NIST 800-カーカーであります。	リ、年金額の算出に必要な標準 配個人情報を消去(廃棄)した る場合、委託先が確実に のデータの消去を委託し、 調請データの消去は私学事業団の かド事業者にはアクセスが制御 ・ナンス等により交換する際に ・88、ISO/IEC27001等にした データを消去する。 を私学事業団が確認すること 情データはe-Gov上に一時的に
その他	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
#+ 📛 /	まし 桂起の 伊笛・消土に	1117701101	I - LT -CT OIL		上 7 111 🖳	

(リスクに対する措置)

政府統一基準を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた対策を講じている。

(問題となる事案が発生した場合)

特定個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合には、私学事業団の個人情報管理規程第36条の規定に基 づき行動し、特に重大と認める事案が発生した場合として、その事実を知った職員は、直ちに当該事案の内容等を保護管理者に報告す る。

保護管理者は、直ちに当該事案の内容等を総括保護管理者に報告し、事案発生の原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講 ずるとともに総括保護管理者の指揮の下、被害の拡大防止又は復旧のための措置を講ずる。なお、同時に緊急連絡網により、理事長 に対して当該報告を行うとともに、関係省庁に対しても報告する。

Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監						/ Y22 1			
① 自 ē	3点検 	[十分に行ってい	る]	1	<選択肢>) 特に力を入れで) 十分に行ってい		2) 十分に行っ	ている
	具体的なチェック方法	以せ、全保ででは、生いででは、しまないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	業団の個人情報管 注職員及び派遣職 る。 理者は、点検結果 可な指導情報を取り ・にしいても、保有 で担当部署におい を担当部署におい	員に対し自 の内でいる け扱うに当る 報等情報の	自己点検 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	シートを配布の らとともに、徹底さ 人情報保護方針 頃を作成しており	上、自己点検 れていない場 及び個人情報 、個人番号の	を行わせ、点は 場合には、直接 眼管理規程の)管理(特定個	★ 会結果を提出される ・・ 当該職員に ・ 一部改定を実施 人情報ファイル ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
2監3	\$	[十分に行ってい	გ]	1	(選択肢>) 特に力を入れで) 十分に行ってい		2) 十分に行っ	ている
	具体的な内容	に応じて セキュリ また、特	業団の個人情報管 、、内部監査時にも ティ監査時は、自 ・定個人情報を取り 般ファイルの管理)	zキュリティ 己点検の約 J扱うに当な	≀監査を 結果を研 たり、当	実施する。 É認し、総括保護 該規程の一部改	管理者に報告 に要要施して	きする。 :おり、個人番・	号の管理(特定
2. 従	業者に対する教育・原	李発							
従業者	当に対する教育·啓発	[十分に行ってい	る]	1	<選択肢>) 特に力を入れで) 十分に行ってい		2) 十分に行っ	ている
	具体的な方法	ティ研修 の一部 号の保	業団の個人情報管 引と「セキュリティ自 牧定を実施しており 獲(特定個人情報 その措置等に関する	自己点検」 リ、個人番 ファイルの	を実施し 号の取 保護)、	ている。また、特扱い(特定個人情 保護評価書の意	特定個人情報 情報ファイルの	を取り扱うに当)取扱い)につ	áたり、当該規程 いても、個人番
3. そ	・の他のリスク対策								

V 開示請求、問合せ

1. 特	定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
①請え		総務部総務課 東京都千代田区富士見1-10-12 日本私立学校振興·共済事業団 電話03-3230-7814
②請求	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	開示請求書に必要な事項を記載して、私学事業団の窓口に提出するか又は郵送により請求を受け付ける。
	特記事項	
③手数	牧料等	「有料ご無料(手数料額、納付方法: 手数料は1件につき300円。納付方法は現金書留、郵便為替、現金)
4個/	人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	個人情報ファイル名	1.学校ファイル2.加入者ファイル3.掛金等免除ファイル4.短期給付ファイル5.レセプトファイル6.保険適用外管理ファイル
	公表場所	日本私立学校振興·共済事業団HP https://www.shigaku.go.jp/kojinjyoho_filebo.htm
⑤法4	合による特別の手続	
⑥個/記載等	人情報ファイル簿への不 ፤	_
2. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
①連絡	各先	総務部総務課 東京都文京区湯島1-7-5 日本私立学校振興·共済事業団 電話03-3813-5321
②対 /	芯方法	・開示請求に対する決定は、原則として30日以内に行う。 ・開示は、文書、図画等の閲覧、写しの交付により実施。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年9月26日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	私学事業団のホームページに「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」の意見募集公告を掲載した。意見は、郵送・FAX・メールにより受け付けた。
②実施日・期間	令和7年8月21日~令和7年9月20日 30日間
③期間を短縮する特段の理 由	なし
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の	承認【行政機関等のみ】
①提出日	令和7年10月3日
②個人情報保護委員会によ る審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	I 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務②事務の内容	2. 個人番号の収集・蓄積(平成29年1月から開始) 具体的には、上記1. (1)の事務について、平成29年1月からの初期作業においては、加入者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、初期作業以降においては、加入者等から個人番号の報告を受けて、個人番号を取得し、個人番号管理システムに登録する。	2. 個人番号の収集・蓄積(平成29年1月から開始) 具体的には、上記1. (1)の事務 <u>のうち資格取</u> <u>得及び被扶養者認定</u> について、平成29年1月からの初期作業においては、加入者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、初期作業以降においては、加入者等から個人番号の報告を受けて、個人番号を取得し、個人番号管理システムに登録する。	事前	重要な変更
平成30年6月22日	I 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務②事務の内容	3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務なお、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・情報提供については、支払基金が運用する医療保険者等向け中間サーバ(以下「中間サーバ」という。)を利用することを前提として記載している。	3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 なお、情報提供ネットワークシステムを通じた 情報照会・情報提供については、支払基金が運 用する医療保険者等向け中間サーバ(以下「中間サーバ」という。)を利用する。	事前	重要な変更
平成30年6月22日	I 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム1②シス テムの機能	・資格異動処理 個人番号を記入した加入者等の資格取得・喪 失、給与、賞与の報告及び被扶養者の認定に 係る各種申請書等を受け決定を行い、短期給 付ファイルに登録する。	・資格異動処理 加入者等の資格取得(個人番号を記入)・喪 失、報酬、賞与の報告及び被扶養者の認定(個 人番号を記入)に係る各種申請書等を受け決 定を行い、短期給付ファイルに登録する。	事前	重要な変更
平成30年6月22日	I2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム1②シス テムの機能	・任意継続加入者資格異動処理 ・任意継続喪失時に前納掛金等があった場合、任意継続還付請求書を送付する。請求申 出により経理システムに運動する任意継続還付データを作成し、支払を行う。	・任意継続加入者資格異動処理 ・任意継続喪失時に前納掛金等があった場合、任意継続掛金還付請求書を送付する。請求申出により経理システムに連動する任意継続掛金還付データを作成し、支払を行う。	事前	重要な変更
平成30年6月22日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3②システムの機能	また、初期作業以降においては、加入者等から 個人番号の報告を受けて、個人番号を取得後、 取得した個人番号を個人番号管理システムに 登録する。	また、初期作業以降においては、加入者等から 個人番号の報告を受けて、個人番号を取得後、 取得した個人番号の真正性を確認し、個人番 号管理システムに登録する。	事前	重要な変更
平成30年6月22日	I 6. 情報ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・別表第二 項番1、2、3、4、5、17、26、27、39、42、58、62、78、80、81、87、93、106(情報提供)	·別表第二 項番1、2、3、4、5、 <u>9、12、15、</u> 17、 <u>22、</u> 26、27、39、42、 <u>43、</u> 58、62、78、80、81、 87、93、 <u>97、</u> 106、 <u>109、119</u> (情報提供)	事前	重要な変更
平成30年6月22日	I (別添1)備考	2一①資格取得報告及び被扶養者の認定申請学校法人等から提出される加入者及びその被扶養者の資格取得報告妻及が被扶養者認定申請書により、個人番号の報告を受ける(任意維続加入者及びその被扶養者については、直接任意継続加入者人から提出される資格取得報告書及び被扶養者認定申請書により、加入者の本人確認は、加入者本人が行う(任意継続加入者の本人確認は、加入者本人が行り、任意継続加入者の本人確認は、在多様に対し、任意継続加入者の本人確認は、任意継続加入者の本人確認は、任意継続加入者の本人確認は、任意継続加入者の本人確認は、任意継続加入者本人が行う。)。	の被扶養者の資格取得報告書及び被扶養者認定申請書により、個人番号の報告を受ける(狂意継続加入者の被扶養者については、直接任意継続加入者本人から提出される被扶養者認定申請書により、個人番号の報告を受ける。)。加入者の本人確認は学校法人等が行い、加入者の被扶養者の本人確認は、加入者本人	事前	重要な変更
平成30年6月22日	I (別添1)備考	4-① 医療機関での受診(健康保険証の提示) 加入者等が医療機関で健康保険証を提示 し受診する。	4-① 医療機関での受診(加入者証の提示) 加入者等が医療機関で <u>加入者証</u> を提示し 受診する。	事前	重要な変更
平成30年6月22日	II 3. 特定個人情報の入手・ 使用④入手に係る妥当性	②申請書等による個人番号登録(平成29年1月から) 各法令に、資格取得報告書、被扶養者認定申請書、個人番号登録届(仮称)等により個人番号の報告を求める措置を規定することはより、個人番号が個人番号管理システムに登録されておらず、未収録者となっている加入者等からの届出により随時、個人番号を入手する。	②申請書等による個人番号登録(平成29年1月から) 各法令に、資格取得報告書、被扶養者認定申請書、マイナンバー更新連絡票等により個人番号の報告を求める措置を規定することにより、個人番号が個人番号管理システムに登録されておらず、未収録者となっている加入者等からの届出により随時、個人番号を入手する。	事前	重要な変更
平成30年6月22日	II4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲 その妥 当性	短期給付に係る届書を電算処理するためには データ化が必要となる。人員の関係から、職員 は審査決定業務に専念するため、パンチ業務を 委託している。	短期給付に係る届書を電算処理するためには データ化が必要となる。人員の関係から、職員 は審査決定業務に専念するため、パンチ業務 及び一部の審査業務を委託している。	事前	重要な変更
平成30年6月22日	Ⅱ4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社東京リーガルマインド 株式会社アヴァンティスタッフ	<u>株式会社JPキャリアコンサルティング</u> 株式会社アヴァンティスタッフ ヒューマンステージ株式会社	事前	重要な変更
平成30年6月22日	114. 特定個人情報ノアイル の取扱いの委託 委託事項4	ヒューマンステージ株式会社 株式会社KDDIエボルバ	株式会社KDDIエボルバ	事前	重要な変更
平成30年6月22日	⑥委託先名Ⅲ5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先1~18	提供先2~26(別紙で整理)	事前	重要な変更
平成30年6月22日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 Ⅲ2.1 対象者以外の情報	【申請書等から入手】 ・学校法人等及び本事業団は、それぞれの対象者について、資格取得報告書(個人番号欄を追加)及び被扶養者認定申請書(個人番号欄を追加)の風地様式と以下の添付書類のいずれかを求めることにより、対象者以外の情報の入手を防止する。	【申請書等から入手】 ・学校法人等は、それぞれの対象者にかかる資格取得報告書(個人番号欄を追加)及び被扶養者認定申請書(個人番号欄を追加)の届出様式の作成にあたり、以下の添付書類のいずれかを求めることにより、対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報 の入手を防止するための措置 の内容	【申請書等から入手】 -	【申請書等から入手】 ※加入者については、学校法人等が本人確認 措置を実施し、加入者の被扶養者については、 加入者本人が本人確認措置を実施する。また、 任意継続加入者のうち、個別調査を実施する場 合においては本事業団が本人確認措置を実施 し、任意継続加入者の被扶養者については、任 意継続加入者本人が本人確認措置を実施する。	事前	重要な変更
平成30年6月22日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確 認の措置の内容	【申請書等から入手】 ・学校法人等及び本事業団は、本人から個人番 号を入手する際に、資格取得報告書(個人番号 欄を追加)及び被扶養者認定申請書(個人番号 欄を追加)の届出様式と以下の添付書類のい ずれかにて本人確認を行う。	【申請書等から入手】 - 学校法人等は、本人から個人番号を入手する際に、資格取得報告書(個人番号棚を追加)及び被扶養者認定申請書(個人番号欄を追加)の届出検表と以下の添付書類のいずれかにて本人確認を行う。	事前	重要な変更
平成30年6月22日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 情報保護管 理体制の確認	[調達時の確認] ・契約書に基づき、秘密情報の取扱い、安全管理体制の整備等の実施を遵守する旨の秘密保持約定書の提出を求める。	【調達時の確認】 ・契約書に基づき、秘密情報の取扱い、安全管理体制の整備等の実施を遵守する旨の安全管理措置実施整約書の提出を求める。	事前	重要な変更
		総務部総務課	総務部総務課		
平成30年6月22日	V1. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 ①請求 先	東京都文京区湯島1-7-5 日本私立学校振興·共済事業団 電話03-3813-5321	東京都千代田区富士見1-10-12 日本私立学校振興、共済事業団 電話03-3230-7814	事前	重要な変更
平成30年6月22日	I1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務②事務の内容	3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 -	3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (4) 情報提供 支払基金及び情報提供ネットワークシステム を通じて、番号法別表第二の節囲で外部連携 機関(市区町村長、医療保険者等)からの依頼 により、短期給付ファイルから必要な情報の提 供を行う。	事前	重要な変更
令和1年6月20日	I 6. 情報ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・別表第二 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、 22、26、27、39、42、43、58、62、78、80、81、 87、93、97、106、109、119(情報提供)	・別表第二 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、 22、26、27、39、42、43、58、62、78、80、81、 87、93、97、106、109 <u>、120</u> (情報提供)	事前	重要な変更
令和1年6月20日	(別添1)事務内容	住民票コード	基本4情報	事前	
令和1年6月20日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2	株式会社日立製作所 株式会社中央コンピュータシステム 株式会社秀峰システム 株式会社秀峰システム 株式会社エヌアイディ	株式会社日立製作所 株式会社秀峰システム 株式会社エヌアイデイ	事前	
令和1年6月20日	V1. ④個人情報ファイル簿 の公表 公表場所	日本私立学校振興·共済事業団HP http://www.shigaku.go.jp/kojinjyoho_file.htm	日本私立学校振興·共済事業団HP https://www.shigaku.go.jp/kojinjyoho_file.htm	事前	
令和2年5月15日	I2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム4②シス テムの機能	(1) 資格履歴管理事務に係る機能 加入者等の基本4情報、資格情報(個人番号含む。)を中間サーバに登録する。	(1) 資格履歴管理事務に係る機能 (i) 中間サーバへの登録 加入者等の基本4情報、資格情報(個人番号含む。) を中間サーバに登録する。 (ii) オンライン資格確認等ンステムへの登録 中間サーバへ登録された資格情報(個人番号 は含まない)をオンライン資格確認等システム に登録する。	事前	
令和2年5月15日	取り扱う事務において使用するシステム システム43他のシステムとの接続	[O]その他(個人番号管理システム)	[O]その他(個人番号管理システム、オンライン 資格確認等システム)	事前	
令和2年5月15日	(別添1)事務の内容	_	図へオンライン資格確認等システムを追加	事前	
令和2年5月15日	II 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	個人番号を利用した加入者資格の履歴管理、 被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個 人番号との紐付管理	個人番号を利用した加入者資格の履歴管理、 被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個 人番号との紐付管理、オンライン資格確認等シ ステムへの資格情報登録	事前	
令和2年5月15日	Ⅱ4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項4	[10人以上50人未満]	[50人以上100人未満]	事前	
令和2年5月15日	Ⅱ4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項5	[10人以上50人未満]	[50人以上100人未満]	事前	
令和2年5月15日	II 6. 特定個人情報の保管・ 消去①保管場所	【中間サーバにおける措置】 中間サーバは、支払基金のデータセンターに設 置されており、許可された者のみが入退出でき る管理対象区域に設置される。	【中間サーバにおける措置】 ①中間サーバ等の運用支援環境の設置場所は、取りまとめ機関が所有のサーバー環境(オンプレミス環境)の場合、セキュリティを確保したサーバー室に設置し、許可された者のみが入退室できる管理対象区域にて設置する。また、クラウド環境の場合、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。②特定個人情報は、運用支援環境(情報提供サーバー)のデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月15日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・ 消去⑤物理的対策 具体的な 対策の内容	【中間サーバにおける対策】 中間サーバは、支払基金のデータセンターに設 置され、設置場所への入退室記録管理、監視カ メラによる監視及び施錠管理によりリスクを回 避する。	【中間サーバにおける対策】 ・中間サーバー等の運用支援環境は、クラウド事業者が保有・管理する環境(日本国内)に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理等をすることでリスクを回避する。 ・クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、電子錠による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、許可された利用者のみが入退室できるようにする。また、監視カメラ等による入退室及び室内映像の収集ができ、入退室の記録を取得可能とする。	事前	
令和2年5月15日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・ 消去⑥技術的対策 具体的な 対策の内容	【中間サーバにおける対策】 ・中間サーバにおける対策】 ・中間サーバにおいて保有する特定個人情報が、端末等を通じてインターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。・中間サーバではUTM(コンビュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入しているの及びミドルウェアについて、必要なセキュリテイバッチの適用を行う。・中間サーバと本事業団の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路のいずれかの方法を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応を行う。	【中間サーバにおける対策】 ・運用支援環境において保有する特定個人情報が、端末等を通じてインターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。・運用支援環境では、セキュリテイ対策を実施するクラウドマネージドサービス(クラウド事業力ピス)等を活用し、アクセス制限、侵入検知知び侵侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。・クラウドマネージドサービスの解析を行う。・クラウドマネージドサービスの制用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含む下の場所を行う。・クラウドマネージドサービスの利用にあたっては、クラウド事業者は個人番号を内容に含むするが個人番号等にアクセスできないように、アクセス制度を行う。・・連用支援環境では、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。・・連用支援環境では、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。・・中間サーバと本事業団の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路のいずれか信は内容をを関策・システムとの通信は、個人番号が送信されることがないように、厚生労働省が定めたインターフェースとの通信は、個人番号が送信されることがないように、厚生労働省が定めたインターフェースとの通信は、個人番号が送信されることがないように、厚生労働省が定めたインターフェース性様に沿って、決められたデータ項目のみ提供するようシステム的に制御されている。・オンライン資格確認等システム側(情報を提供した際の処理結果、文は除く。)する。	事前	
令和2年5月15日	Ⅱ4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	委託事項2業務システム開発・維持管理業務・ システムオペレーション業務	委託事項2業務システム開発・維持管理業務・システムオペレーション業務 の削除	事前	
令和2年5月15日	II 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項3	委託事項3 委託事項4 委託事項5 委託事項6	委託事項2 委託事項3 委託事項4 委託事項5	事前	
令和2年5月15日	回る。特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職 等)によって不正に使用される リスク ユーザ認証の管理 具 体的な管理方法		・全ての端末において、ログイン時には、生体認証(指静脈認証方式)を実施している。	事前	
令和2年5月15日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・業務運用中に離席する場合は、物理認証装置 (端末にキーを挿入しないと端末利用不可)を 抜くことでシステムから自動ログオフを徹底して いる。	・業務運用中に離席する場合は、ロック操作を 行い、システムから切断することを徹底してい る。	事前	
令和2年5月15日	Ⅲ/特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏え リ・減失・毀損リスク Ⅲ/特定個人情報の保管・消	・全ての端末において、ログイン時は、物理認証 装置(端末にキーを挿入しないと端末利用不 可)を利用している。	・全ての端末において、ログイン時は、生体認証 (指静脈認証方式)を実施している。	事前	
令和2年5月15日	去 リスク1:特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク	・業務運用中に離席する場合は、物理認証装置 を抜くことでシステムから自動ログオフする。	・業務運用中に離席する場合は、ロック操作を 行い、システムから切断する。	事前	
令和2年5月15日	Ⅲ7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	・全ての端末において、ログイン時は、物理認証装置(端末にキーを挿入しないと端末利用不可)を利用している。	・全ての端末において、ログイン時は、生体認証 (指静脈認証方式)を実施している。	事前	
令和3年12月20日	I 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務②事務の内容	(2)掛金等の徴収事務※個人番号は利用しない	(2)掛金等の徴収事務	事前	重要な変更
令和3年12月20日	I 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務②事務の内容	(3)短期給付事務②診療報酬(レセプト)に基づ く自動給付※個人番号は利用しない	(3)短期給付事務②診療報酬(レセプト)に基づ 〈自動給付	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	ランステム システム(2)システムの機能	より経理システムに連動する任意継続掛金還付データを作成し、支払を行う。 ※掛金等の徴収事務に関連する機能においては、個人番号は利用しない。	・任意継続喪失時に前納掛金等があった場合、 任意継続還付請求書を送付する。請求申出に より経理システムに連動する任意継続掛金還 付データを作成し、支払を行う。	事前	
令和3年12月20日	I 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す	※レセプトに基づく自動給付に関連する機能に おいては、個人番号は利用しない。	削除	事前	
令和3年12月20日	(別添1)事務の内容	個人番号管理システム(新規)	個人番号管理システム	事前	
令和3年12月20日	(別添1)事務の内容(備考)	3-②情報照会 本事業団において、短期給付金支給の審査を行い	3-②情報照会 本事業団において、短期給付金支給及び任意継続掛金還付の審査を行い	事前	
令和3年12月20日	(別添1)事務の内容(備考)	3-②情報照会 (一部、審査については委託 している。)	3一②情報照会	事前	
令和3年12月20日	II 2. 基本情報④記録される 項目 主な記録項目	[]その他()	[〇]その他(口座関係情報)	事前	重要な変更
令和3年12月20日	II 2. 基本情報④記録される 項目 その妥当性	・地方税関係情報、医療保険関係情報、介護・ 高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年 金関係情報:他機関に情報照会して入手し、短 期給付の受給要件を確認するために必要。	・地方税関係情報、医療保険関係情報、介護・ 高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年 金関係情報、口座関係情報・他機関に情報照 会して入手し、短期給付の受給要件を確認する ために必要。	事前	
令和3年12月20日	II 2. 基本情報⑥事務担当部署	業務部短期給付課、業務部資格課	業務部短期給付課、業務部資格課、業務部掛 金課	事前	
令和3年12月20日	II 3. 特定個人情報の入手・ 使用③入手の時期・頻度	③情報提供ネットワークシステムからの特定個 人情報の入手 短期給付の受給要件を確認す る等 短期給付の支給に必要となる際に、外部 連携機関(市区町村長、医療保険者等)から特 定個人情報を入手する。	③情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手 短期給付の受給要件を確認する等、短期給付の支給及び任意維続對金遠付に必要となる際に、外部連携機関(市区町村長、医療保険者等)から特定個人情報を入手する。	事前	
令和3年12月20日	II3. 特定個人情報の入手・使用④入手に係る妥当性	③情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手 短期給付の受給要件を確認する等、短期給付の支給に必要となる際に、外部連携機関(市区町村長、医療保険者等)から特定個人情報を入手することにより、添付書類を省略することができる。	③情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手 短期給付の受給要件を確認する等、短期給付の支給及び任意継続掛金還付に必要となる際に、外部連携機関(市区町村長、医療保険者等)から特定個人情報を入手することにより、添付書類を省略することができる。	事前	
令和3年12月20日	II 3. 特定個人情報の入手・ 使用⑦使用の主体	業務部短期給付課、業務部資格課	業務部短期給付課、業務部資格課、業務部掛 金課	事前	重要な変更
令和3年12月20日	II 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託の有無	5件	4件	事前	
令和3年12月20日	委託事項2	業務補助(株式会社JPキャリアコンサルティング 株式会社アヴァンティスタッフ ヒューマンステージ株式会社)	削除	事前	
令和3年12月20日	委託事項3	株式会社KDDIエボルバ	株式会社KDDIエボルバ 株式会社オークス	事前	
令和3年12月20日	委託事項3	委託事項3	委託事項2	事前	
令和3年12月20日	委託事項4	委託事項4	委託事項3	事前	
令和3年12月20日	委託事項5	委託事項5	委託事項4	事前	
令和3年12月20日	II 6. 特定個人情報の保管・ 消去①保管場所	【中間サーバにおける措置】 ①中間サーバ等の運用支援環境の設置場所 は、取りまとめ機関が所有のサーバー環境(オ ンプレミス環境)の場合、セキュリティを確保した サーバー室に設置し、許可された者のみが入 退室できる管理対象区域にて設置する。また、 クラウド環境の場合、クラウド事業者が保有・管 理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ 対策はクラウド事業者が実施する。	【中間サーバにおける措置】 ①中間サーバ等の運用支援環境の設置場所は、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。	事前	重要な変更
令和3年12月20日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	_	(2)資格関係ファイル 29給付金口座(任意継続)を追加	事前	
令和3年12月20日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用	_	事務の目的を超えて口座関係情報等が利用できないように、口座関係情報等に不必要な情報が紐づかないようにアクセス制御されている。	事前	
令和3年12月20日	□3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク 特定個人情報の使用	ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は、必要に応じてチェックを行う。	ログは定期的に及び必要に応じ随時にチェック を行う。	事前	
令和3年12月20日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使 用するリスク リスクに対する 措置の内容	・特定個人情報は、ホストコンピューターで管理 しているため、一般職員の端末から特定個人情 報をダウンロードすることはできない。	・特定個人情報は、アクセス権限制御等により セキュリテイが担保されている基幹サーバー (以下、基幹サーバーという。)で管理している ため、一般職員の端末から特定個人情報をダ ウンロードすることはできない。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使 用するリスク リスクに対する 措置の内容	-	・個人番号を含む特定個人情報を取り扱うことが必要な職員にのみ情報照会を許可することで、必要最小限の職員に限定するとともに、情報照会のログ等を定期及び必要に応じ随時に分析し、不適切な使用を防止する。	事前	
令和3年12月20日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	【物理的な対策】 ・特定個人情報は、ホストコンピューターで管理 しているため、一般職員の端末から特定個人情 報をダウンロードすることはできない。	【物理的な対策】 ・特定個人情報は、基幹サーバーで管理しているため、一般職員の端末から特定個人情報を ダウンロードすることはできない。	事前	
令和3年12月20日	皿6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスクリスクに対する措置の内容	-	本人が任意継続加入申出及び任意継続加入者 異動をする際に、受取口座として登録した公金 受取口座の利用希望の有無を確認するチェック 欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認 された場合に限り、口座関係情報を情報照会す る運用とすることにより、目的外の口座関係情 報の入手を防止する。	事前	
令和3年12月20日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続・リスク1: 目的 外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	_	運用については、申請・請求の都度、複数名の職員によって照会対象の確認等審査業務を行う。また、情報照会のログと公的給付支給等ロ座登録簿情報の利用の有無等を随時分析することとする。	事前	
令和3年12月20日	⑤物理的対策 具体的な対策 の内容	【情報利用時の運用対策】 ・特定個人情報は、ホストコンピューターで管理 しているため、一般職員の端末から特定個人情 報をダウンロードすることはできない。	【情報利用時の運用対策】 ・特定個人情報は、基幹サーバーで管理しているため、一般職員の端末から特定個人情報を ダウンロードすることはできない。	事前	
令和3年12月20日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1:特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策	-	・システムに保管する情報は、暗号化処理を行い、情報漏えい等の防止の措置を講じる。	事前	
令和3年12月20日	VI評価実施手続	2. 国民・住民等からの意見の聴取 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等の み】	削除	事前	
令和3年12月20日	(別添1)事務の内容(備考)		2-⑤情報照会 本事業団において、任意継続加入者申出等の 審査を行い、必要に応じて支払基金に情報照 会依頼を行い、情報提供ネットワークシステム を通じて口座関係情報等を照会し、照会結果を 適用徴収システムで処理し、資格関係ファイル へ登録する。 3-⑤給付金の支払事務 決定された短期給付金の内容に基づき、給付 金の支払データ(電子媒体)を作成し金融機関 に回付する。その後、給付金は、学校法人等を 経由して加入者に支払われる。任意継続加入 者については、必要に応じて支払基金に情報の 会依頼を行い、情報提供ネットワークシステム を通して口座関係情報等を照会し、直接本人に 支払いを行う。 4-⑥医療費、高額療養費の支払ず一タ(電子媒体)を作成しました。 は、支払基金を替出し、医療機関に回しては、支払基金に情報にしては、必要に応じて支払基金に情報にしては、支払りたでは、立、支払を登していては、支払を登し、に要機関に回付する。その後、医療費については、支払基金を指しては、支払基金に情報によっては、支払基金に情報にしていては、必要に応じて支払基金に情報のには、支払基金に情報のでは、支払基金に情報のでは、受しては、必要に応じて支払基金に情報のには、学校法人等を経ししていては、必要に応じて支払基金に情報のよりには、学校法人等を経りしていては、必要に応じて支払基金に情報の表していては、必要に応じて支払基金に情報のよりには、学校法人等を経りしていては、必要に応じて支払基金に情報の表していては、必要に応じて支払基金に情報を表し、直接本人に支払いを行う。	事前	
令和3年12月20日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスクリスクに対する措置の内容	-	照会後、給付に当たって、上長により口座関係 情報の取得が適切であるかを含めて、決裁を 採る	事前	
令和5年3月20日	I 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の内容	1. 日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務 (2)掛金等の徴収事務・標準報酬月額及び標準賞与額に所定の掛金等の率を乗じて掛金等を算定し、学校法人等へ通知する。	1. 日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務 (2)掛金等の徴収事務 ・標準報酬月額及び標準賞与額に所定の掛金等の率を乗じて掛金等を算定し、学校法人等へ通知する。(任意継続加入者については、直接本人に通知する。)	事後	
令和5年3月20日	I1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の内容	3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 -	3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (5)任意継続加入者への前納掛金還付事務 任意継続加入者資格を喪失した者からの申 請に基づき、本事業団で審査を行う際に、個人 番号を利用して情報提供ネットワークシステム から口座関係情報を入手し、掛金還付データを 作成する。	事後	
令和5年3月20日	I 5. 個人番号の利用	1.番号法 ・第9条第1項及び第3項(利用範囲)	1.番号法 ・第9条第1項 <u>及び第4項</u> (利用範囲)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月20日	I (別添1)事務の内容 (備 考)	2一①資格取得報告及び被扶養者の認定申請 学校法人等から提出される加入者及びその被 扶養者の資格取得報告書及び被扶養者認定申 請書により、個人番号の報告を受ける(任意継 続加入者本人から提出される被扶養者認定申 請書により、個人番号の報告を受ける。)。	2一①資格取得報告及び被扶養者の認定申請学校法人等から提出される加入者及びその被扶養者の資格取得報告書(紙、電子記錄媒体等)及び被扶養者認定申請書(紙)により、個人番号の報告を受ける(任意継続加入者の被扶養者については、直接任意継続加入者本人から提出される被扶養者認定申請書により、個人番号の報告を受ける。)。	事後	
令和5年3月20日	I (別添1)事務の内容 (備 考)	3-⑤ 給付金の支払事務 決定された短期給付金の内容に基づき、給付 金の支払データ(<u>電子媒体</u>)を作成し金融機関 に回付する。	3-⑤ 給付金の支払事務 決定された短期給付金の内容に基づき、給付 金の支払データ(<u>電子記録媒体等</u>)を作成し金 融機関に回付する。	事前	
令和5年3月20日	I (別添1)事務の内容 (備 考)	4-⑥ 医療費、高額療養費の支払事務 決定された医療費、高額療養費の内容に基づ き、給付金の支払データ(<u>電子媒体</u>)を作成し金 融機関に回付する。	4-⑥ 医療費、高額療養費の支払事務 決定された医療費、高額療養費の内容に基づ き、給付金の支払データ(電子記録媒体等)を 作成し金融機関に回付する。	事前	
令和5年3月20日	II 2. 基本情報 ③対象となる 本人の範囲 その必要性	・被扶養者の認定要件の確認の際に所得証明 の提出を省略できる。	・被扶養者の認定要件の確認の際に所得証明 等確認書類の提出を省略できる。	事前	
令和5年3月20日	II 2. 基本情報 ④記録される 項目 主な記録項目	[〇]その他(口座関係情報)	[○]その他 (口座関係情報 <u>、戸籍関係情報</u>)	事前	
令和5年3月20日	II 2. 基本情報 ④記録される 項目 その妥当性	・地方税関係情報、医療保険関係情報、介護・ 高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年 金関係情報、口座関係情報:他機関に情報照 会して入手し、短期給付の受給要件を確認する ために必要。	・地方税関係情報、医療保険関係情報、介護・ 高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年 金関係情報、口座関係情報、 <u>戸籍関係情報</u> ・他 機関に情報照会して入手し、短期給付の受給 要件を確認するために必要。	事前	
令和5年3月20日	II3. 特定個人情報の入手・ 使用 ①入手元	・行政機関・独立行政法人等 ()) ・地方公共団体・地方独立行政法人() ・地方公共団体・地方独立行政法人() ・その他 (地方公共団体情報システム機構、 <u>共</u> 済組合等)	・行政機関・独立行政法人等(内閣総理大臣、 厚生労働大臣、法務大臣、日本年金機構、国 家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組 合連合会、医療保険者、後期高齢者医療広域 連かな共団体・地方独立行政法人(市区町村 長)・その他(地方公共団体情報システム機構)	事前	
令和5年3月20日	Ⅱ3. 特定個人情報の入手・ 使用 ②入手方法	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ	事後	重要な変更
令和5年3月20日	Ⅱ6. 特定個人情報の保管・ 消去 ①保管場所	-	【短期給付業務システムにおける措置】 ・学校法人等から提出された届出の電子記録 媒体等については、執務室内又は委託先の施 錠できる保管庫において保管している。	事後	重要な変更
令和5年3月20日	II 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ③消去方法	-	学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等を廃棄する場合は、メディアシュレッダー等で廃棄する。作業を委託する場合、委託先が確実に廃棄したことについて、証明書等により確認する。	事後	重要な変更
令和5年3月20日	II(別添2)特定個人情報ファ イル記録項目	(3) 短期給付関係ファイル ・保険1記録 1. 事由発生日、2. 請求種別、3. 対象者、4. 続柄、5. 生年月日、6. 戻入欄、7. 過払額、8. 戻入サイン、9. 戻入額、10. 入金日、11. 取消欄、12. 取消サイン	(3) 短期給付関係ファイル • 保健 1記録 1. 事由発生日、2. 請求種別、3. 対象者、4. 続柄、5. 生年月日、6. 戻入欄、7. 過払額、8. 戻入サイン、9. 戻入額、10. 入金日、11. 取消 欄、12. 取消サイン	事前	
令和5年3月20日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報 の入手を防止するための措置 の内容	を防止する。 ※加入者については、学校法人等が本人確認	【申請書等から入手】 ・学校法人等は、それぞれの対象者にかかる資格取得報告書(紙、 <u>電子記録媒体等</u>)及び被扶養者認定申請書(紙)の届出様式の作成にあたり、以下の添付書類のいずれかを求めることに	事後	
令和5年3月20日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報 の入手を防止するための措置 の内容	【申請書等から入手】 ※また、任意継続加入者のうち、個別調査を実施する場合においては本事業団が <u>本人確認措</u> 置を実施し、任意継続加入者の被扶養者については、任意継続加入者本人が本人確認措置 を実施する。	【申請書等から入手】 ※また、任意継続加入者のうち、個別調査を実施する場合においては本事業団が <u>上記①から</u> ③ <u>のいずれかの書類を求めることによる本人確認措置</u> を実施し、任意継続加入者の被扶養者 については、任意継続加入者本人が本人確認 措置を実施する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月20日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 リスク1 必要な情報以外を入 手することを防止するための 措置の内容	-	【申請書等から入手】 ・学校法人等が電子記録媒体等による届出を 行う場合、ホームページ上で公開している「電子 媒体作成機能」のチェック機能により、審査に必 要な情報が入力されていること及び定められた 仕様に沿っていることを確認している。	事後	重要な変更
令和5年3月20日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確 認の措置の内容	【申請書等から入手】 ・学校法人等は、本人から個人番号を入手する 際に、資格取得報告書(個人番号欄を追加)及 び被扶養者認定申請書(個人番号欄を追加)の 届出様式と以下の添付書類のいずれかにて本 人確認を行う。	【申請書等から入手】 ・学校法人等は、本人から個人番号を入手する 際に、資格取得報告書(紙、電子記録媒体等) 及び被扶養者認定申請書(紙)の届出様式と以 下の添付書類のいずれかにて本人確認を行 う。	事後	
令和5年3月20日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置 の内容	-	【申請書等から入手】 ・学校法人等が電子記録媒体等による届出を行う場合、ホームページ上で公開している「電子媒体暗号化ツール」を使用し、時報を暗号化したうえで事業団に提出させる。また、郵送する際は簡易書留等により誤送付防止を図ることを推奨している。なお、「CRYPTREC暗号リスト(電子政府推奨暗号リスト)」に則った暗号技術を採用している。 ・「電子媒体作成機能」及び「電子媒体暗号化ツール」は、CMSで管理しており、WEBサーバ上のコンテンツの更改はCMSサーバからのみ可能としている。加えて、WEBサーバにおける悪意ある第三者によるコンテンツの改ざんについては、改さん防止機能で検知、対処できるよう対策を講じている。 ・学校法人等から電子記録媒体等による届出があった場合、取り込み用PCを使用してウルスチェックを行い、不正なプログラムが含まれていないことを確認する。・・学校法人等から電子記録媒体等は、受付番号及び電算処理日を付して、処理を行うまでの間、鍵付きの保管庫にて保管・管理している。	事後	重要な変更
令和5年3月20日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報と の紐付が行われるリスク 事 務で使用するその他のシステ ムにおける措置の内容	-	・学校法人等から提出された届出の電子記録 媒体等については、取込み用POを使用して、 届け出内容を適用徴収システムに取り込む。私 学事業団の閉域網のシステムであり、外部シス テムとの接続はない。	事後	重要な変更
令和5年3月20日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 人アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク	-	【データ保管や運用のユーザ認証】 ・取込み用PCの設置及び電子記録媒体等を保管する場所は、私学事業団の「情報セキュリティ対策基準」等において定める要管理対策区域に設置、保管している。また、入館証の着用・明示により部外者の立入りを制限している。・取込み用PCは、操作者(ユーザID)、ログイン日時等の特定が可能となる情報を監査証跡としてシステムに記録する機能を導入している。当該ログは必要に応じ随時にチェックを行う。	事後	重要な変更
令和5年3月20日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク	-	【物理的な対策】 ・学校法人等から提出された届出の電子記録 媒体等については、執務室内又は委託先の施 錠できる保管庫において保管している。	事後	重要な変更
令和5年3月20日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 情報保護管 理体制の確認	【調達時の確認】 ・ISMS、プライバシーマークなどの認証資格を取得するなど情報セキュリティの管理体制が確保された業者とする。・契約書に基づき、秘密情報の取扱い、安全管理措置実施誓約書の提出を求める。	【調達時の確認】 ・ISMS、プライバシーマークなどの認証資格を取得するなど情報セキュリティの管理体制が確保された業者とする。 ・契約書に基づき、秘密情報の取扱い、安全管理体制の整備等の実施を遵守する旨の「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を取り交わす。	事前	
令和5年3月20日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 特定個人情 報の消去ルール ルールの内 容及びルール遵守の確認方 法	<u>秘密保持約定書</u> を交わし、委託契約履行後は 廃棄することを決め、廃棄処理を行った場合、 証明書を提出させる等の対処を実施することと している。	「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を取 <u>リ</u> 交わし、委託契約履行後は廃棄することを決 め、廃棄処理を行った場合、証明書を提出させ る等の対処を実施することとしている。	事前	
令和5年3月20日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスクリスクに対する措置の内容	(※)番号法別表第二に基づき、事務手続ごと に情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な 特定個人情報をリスト化したもの。	(※)番号法別表第二 <u>及び第19条第16号</u> に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者と照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	事前	
令和5年3月20日	皿6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	-	口座関係情報の入手については、本人が誤った認識で申請し、本意ではない情報連携を行うことを防ぐため、公金受取口座制度の趣旨や事務での利用方法を本事業団のホームページや、申請様式、配布資料等に記載する。	事前	
令和5年3月20日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 ⑤物理的対策	-	【物理的な対策】 ・学校法人等から提出された届出の電子記録 媒体等については、受付簿に受付の記録を残 し施錠できる保管庫に保管している。	事後	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月20日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・ 消去 ⑥技術的対策	【不正アクセス対策】 ・全ての端末において、ログイン時は、生体認証 (指静脈認証方式)を実施している。 <u>を利用して</u> いる。	【不正アクセス対策】 ・全ての端末において、ログイン時は、生体認証 (指静脈認証方式)を実施している。	事前	
令和5年3月20日	皿7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1:特定個人情報の漏え い:滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	-	【不正アクセス対策】 ・学校法人等から提出された届出の電子記録 媒体等については、取込み用PCを使用して、 届け出内容を適用徴収システムに取り込む。私 学事業団の閉域網のシステムであり、外部シス テムとの接続はない。	事後	重要な変更
令和5年3月20日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク3 消去手順 手順の内容	-	・学校法人等から提出された届出の電子記録 媒体等については、特定個人情報を消去(廃 棄)した場合、消去(廃棄)した記録を保存する。 また、これらの作業を委託する場合、委託先が 確実に消去(廃棄)したことについて、証明書等 により確認する。	事後	重要な変更
令和5年3月20日	IV1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	また、特定個人情報を取り扱うに当たり、個人情報保護方針及び個人情報管理規程の一部改定を実施するとともに、個人情報保護取扱規程 を新たに作成しており、個人番号の管理(特定個人情報ファイルの管理)についても、保有個人情報の取扱いと併せて自己点検を実施している。	また、特定個人情報を取り扱うに当たり、個人情報保護方針及び個人情報管理規程の一部改定を実施するとともに、特定個人情報等事務取扱要値を作成しており、個人番号の管理(特定個人情報ファイルの管理)についても、保有個人情報の取扱いと併せて自己点検を実施している。	事前	
令和5年3月20日	V1. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 ④個人 情報ファイル簿の公表 公表	日本私立学校振興·共済事業団HP https://www.shigaku.go.jp/kojinjyoho_file.htm	日本私立学校振興·共済事業団HP https://www.shigaku.go.jp/kojinjyoho_file <u>bo</u> .htm	事前	
令和6年10月21日	I1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の内容	3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (4)情報提供 支払基金及び情報提供ネットワークシステム を通じて、番号法 <u>別表第二</u> の範囲で外部連携 機関 (市区町村長、医療保険者等)からの依頼に より、短期給付ファイルから必要な情報の提供 を行う。	3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (4)情報提供 支払基金及び情報提供ネットワークシステム を通じて、番号法第19条第8号に基づく利用特 定個人情報の提供に関する命令の範囲で外部 連携機関 (市区町村長、医療保険者等)からの依頼に より、短期給付ファイルから必要な情報の提供 を行う。	事前	
令和6年10月21日	I1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の内容	なし	3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (6)介護保険第2号被保険者に係る適用除外事 務 介護保険第2号被保険者の適用除外に該当 又は不該当となった者からの申請に基づき、私 学事業団で審査を行う際に、個人番号を利用して情報提供ネットワークシステムから介護保険 関係情報を入手し、掛金関係ファイルへ登録す る。	事前	重要な変更
令和6年10月21日	12. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム1②システムの機能	なし	・申請受付審査システム 申請者より~加入者等の適用関連の届け書を 扱っている。 ※申請データは個人番号記載されたものも含ま れる。本機能では、受け付けた申請データの保 存を行い、審査に使用する。	事前	
令和6年10月21日	I2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1②システムの機能	・資格異動処理加入者等の資格取得(個人番号を記入)・喪失、報酬、賞与の報告及び被扶養者の認定(個人番号を記入)に係る各種申請書等を受け決定を行い、短期終付ファイルに登録する。決定内容は適用情報として収録し、学校法人等を経由し確認通知書等で本人に通知を行う(学校法人等を経由し確認通知書等で本人に通知を行う(学校法人等は各版母が参生した目から10日以内に資格取得報告書を提出しなければならない。私立学校教職員共済法第47条第1項」。また、養育特例による従前額保障の登録及び離婚による分割改定の申出を受け、標準報酬月額の分割を行う。	・資格異動処理 加入者等の資格取得(個人番号を記入)・喪失、報酬、賞与の報告及び 被扶養者の認定(個人番号を記入)に係る各種申請書等を受け、決定を行い、短期給付ファイルに登録する。決定内容は適用情報として収録し、学校法人等を経由し確認通知書等で本人に通知を行う。また、養育特例による従前額保障の登録及び離婚による分割改定の申出を受け、標準報酬月額の分割を行う。	事前	
令和6年10月21日	I2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム1②システムの機能	・徴収業務処理 ・学校法人等ごとに所属加入者の標準報酬月 額及び標準賞与網に所定の掛金等の率を乗じ た掛金等に、資格異動、 <u>掛金等免除、補助金情</u> 報を加減し、当月掛金等を算定し通知する。	・徴収業務処理 ・学校法人等ごとに所属加入者の標準報酬月 額及び標準賞与額に所定の掛金等の率を乗じ た掛金等に、資格異動、 <u>掛金等免除、介護保険 適用除外、補助金情報</u> を加減し、当月掛金等を 算定し通知する。	事前	
令和6年10月21日	I2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム1②システムの機能	・任意継続加入者資格異動処理 ・任意継続加入者申出書に基づき、加入者記録の年金ファイルへの登録及び掛金計算を行い、加入者証、確認通知書、納付通知書を送付する、掛金は日々入金確認を行い納付状況を記録し、経理システムに連動する仕訳データを作成する。	・任意継続加入者資格異動処理 ・任意継続加入者申出書に基づき、加入者記録の年金ファイルへの登録及び掛金計算を行い、確認通知書、納付通知書等を送付する。掛金は日々入金確認を行い納付状況を記録し、経理システムに連動する仕訳データを作成する。	事前	
令和6年10月21日	12. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム1③システムとの接 続	なし	[O]その他(<u>e-Gov【令和8年1月~】</u>)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月21日	I5. 個人番号の利用 法令 上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項及び第4項(利用範囲) ・ <u>別表第一</u> 項番 <u>22.24.86</u> ・番号法 <u>別表第一</u> の主務省令で定める事務を 定める命令 第20条の2、第21条の2及び第61 条	1. 番号法 ・第9条第1項及び第4項(利用範囲) ・ <u>別表</u> 項番 <u>35.37.109</u> ・番号法 <u>別表</u> の主務省令で定める事務を定め る命令 第20条の2、第21条の2及び第61条	事前	
令和6年10月21日	I 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号 ・別8套三 項番29,34,35,46,83,95(情報照会) ・別表第二 項番 12,346,79,12,15,25,26,27,32,39,45,57,58,62,66,68,72,75,76,81,82,85,87,92,94,103,106,107,110,1 14,120(情報提供)	○番号法 ・第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令 ・第2条 項番56、57(情報照金) ・第2条 項番56、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173(情報提供)	事前	重要な変更
令和6年10月21日	(別添1)事務の内容	なし	今まで1つの図・備考及び説明文で説明していたものを 全体概要 1.個人番号の収集・蓄積(初期作業) 2.学校法人等及び加入者の適用事務 3.年金裁定・給付事務 4.記録照会、年金相談事務 に分けるとともに該当する図に「私学共済ポータル」「申請受付審査システム」「e-Gov」を追加 ※図参照※	事前	
令和6年10月21日	(別添1)事務の内容 全体概要	※1「特定個人情報ファイル(年金ファイル)」について 個人番号を収録している「個人番号管理ファイル」と生涯共済番号を連携キーとして「資格関係ファイル」、「年金給付関係ファイル」、「突給者管理ファイル」が報付くため、これらのファイルを1つの特定個人情報ファイルとしている。	※1「特定個人情報ファイル(短期給付ファイル)」について個人番号を収録している「個人番号管理ファイル」と生涯共済番号を連携キーとして「資格関係ファイル」、「基金関係ファイル」、「短期給付関係ファイル」が監付付ため、これらのファイルをしている。【令和8年1月~】また「申請データファイルとよて処理を行い「資格関係ファイル」を作成している。とから、「申請データファイル」を作成している。とから、「申請データファイル」を作成している。とから、「申請データファイル」と作成している。とから、「申請データファイル」と作成している。とから、「申請データファイル」とでは、している。とから、「申請データファイル」としている。とから、「申請データファイル」としている。	事前	
令和6年10月21日	(別添1)事務の内容 2. 学校法人等及び加入者の 適用事務	2一①資格取得報告及び被扶養者の認定申請 学校法人等から提出される加入者及びその被 扶養者の資格取得報告書(紙、電子記録媒体 等及び被扶養者認定申請書(紙)により、個人 番号の報告を受ける」を記述。 番号の報告を受ける」を記述。 番号の報告を受ける」を記述。 一個人者の報告を受ける。 一個人者の報告を受ける。 一個人者の報告を受ける。 一個人者の報告を受ける。 一個人者の報告を受ける。 一個人者の報告を受ける。 一個人者の報告を受ける。 一個人者の報告を受ける。 一個人者の報告を受ける。 一個人者の報告を受ける。 一個人者の報告を 一個人者の報告を 一個人者の報告を 一個人者 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人 一個人	2一①資格取得報告及び被扶養者の認定申請学校法人等から提出される加入者及びその被扶養者の資格取得報告書紙、電子記錄媒体等及び電子申請》により、個人番号の報告を受け直後任意継続加入者本人から提出される被扶養者については、接任意継続加入者本人から提出される被扶養者配本人が行う。)。提出される被扶養者の本人確認は学校法人等が行い、加入有の被扶養者の本人確認は、加入者本人が行う。)。提出される被扶養者の本人確認は、加入者本人が記は、任意継続加入者本人が行う。)。提出されるでは接養和入者の被扶養者の本人確認は、加入者本人で認は、任意継続加入者を人が行う。)。提出されるでは民意継続加入者を人が行う。)。提出されるでは民意継続加入者を人が行う。)。提出されるでは、提供の事情を多なの事情を多なの事情を多なの事情を多なで必要して、データを適用徴収システムの申請を各を書き及び被扶養者認定申請書の書きと個人番号を配付け、現場がファイルに登録する。電子申請の場合、学校法人等は資格取得報告書の「一般報報」を受けまるとの申請を一名の本音を本事業団が行い、適用徴収システムの申請を合きを受け付けて、申請一名の報告を全面を対け、短期給付ファイルに登録する。e、Govlこ入力し、適用徴収システムで処理し、生涯共済番号と個人番号を紐づけ、短期給付ファイルに登録する。e、Govlこ入力によりで提供する。e、Govlこ入力は申請を行う場合、私学共済ボータルで提付ファイルをチェック後にe-Govlこのにないまな、学校法人等がのよりまな、学校法人等が作成したCSVファイルを作成することもできる。eのの用CSVファイル作成機能と一Govlこ入力するCSVファイル作成機能と一Govlこ入力するCSVファイル作成機能と一Govlこ入力するCSVファイル作成機能と一Govlこ入力するCSVファイル作成機能と一Govlこ入力するCSVファイル作成機能と一Govlこ入力するCSVファイル作成機能と一Govlこ入力するCSVファイル作成機能と一ていては、ユーザが送信、入力したデータを保存しない仕組みとしている。	事前	
令和6年10月21日	(別添1)事務の内容 2. 学校法人等及び加入者等 の適用事務	2一⑤情報照会 本事業団において、任意継続加入者申出等の 審査を行い、必要に応じて支払基金に情報照 会依頼を行い、情報提供ネットワークシステム を通じて口座関係情報等を照会し、照会結果を 適用徴収システムで処理し、資格関係ファイル へ登録する。	2一⑤情報照会 私学事業団において、任意継続加入者申出 及び介護保険第2号被保険者適用除外該当・ 不該当申出等の審査を行い、必要に応じて支 払基金に情報照会依頼を行い、情報提供ネット ワークシステムを通じて口座関係情報等を照会 し、照会結果を適用徴収システムで処理し、資 格関係ファイル又は掛金関係ファイルへ登録す る。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月21日	(別添1)事務の内容 2. 学校法人等及び加入者の 適用事務	なし	(末尾に追加) ※学校法人等から提出された資格取得報告書 等の記載内容のパンチ業務については、委託している。	事前	
令和6年10月21日	(別添1)事務の内容 3.短期給付事務(加入者等 からの申請に基づく給付)	3-④)情報提供 支払基金及び情報提供ネットワークシステムを 通じて、 <u>番号法別表第二</u> の範囲で外部連携機 関に下 <u>番号法別表第二</u> の範囲で外部連携機 関より、短期給付ファイルから必要な情報の提供 を行う。	3-④ 情報提供 支払基金及び情報提供ネットワークシステムを 通じて、番号法第19条第8号に基づく利用特定 個人情報の提供に関する命令の範囲で外部連 携機関(市区町村長、医療保険者等)からの依 頼により、短期給付ファイルから必要な情報の 提供を行う。	事前	
令和6年10月21日	(別添1)事務の内容 3. 短期給付事務(加入者等 からの申請に基づく給付)	なし	(末尾に追加) ※加入者等から提出された申請書等の記載内容のパンチ業務については、委託している。	事前	
令和6年10月21日	(別添1)事務の内容 4. 短期給付事務(レセプトに 基づく自動給付)	4-① 医療機関での受診(<u>加入者証</u> の提示) 加入者等が医療機関で <u>加入者証</u> を提示し受診 する。	4-① 医療機関での受診(<u>マイナンバーカード</u> 等の提示) 加入者等が医療機関で <u>マイナンバーカード等</u> を 提示し受診する。	事前	
令和6年10月21日	(別添1)事務の内容 4. 短期給付事務(レセプトに 基づく自動給付)	4-⑤ 情報提供 支払基金及び情報提供ネットワークシステムを 遠じて、番号法 <u>別表第二</u> の範囲で外部連携機 関(市区町村長、医療保険者等)からの依頼に より、短期給付ファイルから必要な情報の提供 を行う。 4-⑥ 医療費、高額療養費の支払事務	4-5) 情報提供 支払基金及び情報提供ネットワークシステムを 通じて、番号法 <u>第19条第8号に基づく利用特定</u> 個人 <u>情報の提供に関する命令</u> の範囲で外部連 携機関(市区町村長、医療保険者等)からの依 頼により、短期給付ファイルから必要な情報の 提供を行う。 4-6) 医療費、高額療養費の支払事務(情報 照会)	事前	
令和6年10月21日	(別添1)事務の内容 4. 短期給付事務(レセプト に基づく自動給付)	なし	(末尾に追加) ※レセプトオンラインシステムとは、医療機関と 支払基金、支払基金と医療保険者等を全国規 模のネットワーク回線で結び、レセプトデータを オンラインで受け渡す仕組みを整備したシステ ム。	事前	
令和6年10月21日	II 3. 特定個人情報の入手・ 使用②入手方法	なし	[O]その他(<u>e-Gov【令和8年1月~】</u>)	事前	
令和6年10月21日	II 3. 特定個人情報の入手・使用③入手の時期・頻度	②申請書等による個人番号登録	②申請書等による個人番号登録(電子申請に よる入手を含む。【令和8年1月~】)	事前	
令和6年10月21日	II 3. 特定個人情報の入手・使用④入手に係る妥当性	②申請書等による個人番号登録(平成29年1月から)	②申請書等による個人番号登録(平成29年1月から)(電子申請による入手を含む。【令和8年1月~】)	事前	
令和6年10月21日	II 3. 特定個人情報の入手・ 使用®使用方法	②申請書等による個人番号登録	②申請書等による個人番号登録(電子申請による入手を含む。【令和8年1月~】)	事前	重要な変更
令和6年10月21日	Ⅱ4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社KDDIエボルバ 株式会社オークス	アルティウスリンク株式会社 株式会社オークス 株式会社バックスグループ	事前	
令和6年10月21日	II 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。)	番号法 別表第二 項1	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令 第2条 項番2	事前	
令和6年10月21日	II 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ①保管場所	【短期給付業務システムにおける措置】本事業団の短期給付業務システムのデータは、本事業団のマシン室で一括管理をしている。・マシン室(サーバの設置場所含む。)の入退室は、入退出管理システムによりチェックを行っている。・開発業者作業場所の一部や、マシン室(サーバの設置場所含む。)への出入口には監視カメラを設置している。・・端末は盗難防止用チェーンにて盗難・紛失防止対策を行っている。・・バックアップ装置から取り外した媒体は、施錠管理されたテーブ保管庫にて保管している。・・学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、執務室内又は委託先の施錠できる保管庫において保管している。	【短期給付業務システムにおける措置】 私学事業団の短期給付業務システム内に保存される特定個人情報ファイルは、データセンターで管理している。(【令和8年1月~】電子申請により受け付けた申請データは除ぐ)・データセンターはセキュリティゲートにて入退館管理をしており、さらに特定個人情報ファイルを管理している部屋(サーバ室)への出入口には監視カメラを設置している。・特定個人情報ファイルを管理している部屋(サーバ室)への出入口には監視カメラを設置している。・・「小クアップ装置から取り外した媒体は、施錠管理されたテーブ保管庫にて保管している。・・・端末は盗難防止用チェーンにて盗難・紛失防止対策を行っている。・・・・単大法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、文書受付担当部署により受付簿を作成、受領後、取込処理時以外、一定期間執務室内の鍵のかかるケースに保管し、その後委託先の施錠できる保管庫において保管することとしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月21日	II 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ①保管場所	なし	<電子申請により受け付けた申請データについて>【会和8年1月~】 ①申請データを保管するサーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者を振動する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・・日本国内でのデータ保管を条件としていることと。 ・・日本国内でのデータ保管を条件としていることと。 ・・日本国内でのデータ保管を条件としていることと。 ・・ファップも日本国内に設置された複数のデータセンター内のデータペースに保存される。 「アータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。」	事前	重要な変更
令和6年10月21日	II 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ②保管期間	なし	<電子申請により受け付けた申請データについて>【令和8年1月~】 保管期間は規程に5年と定めており、5年を経過してから消去する。	事前	
令和6年10月21日	II 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ③消去方法	なし	システムに保管される個人番号についてはシステム処理にて消去する。 学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等に含まれる特定個人情報の廃棄については、所定の様式に記録し、責任者の許可を受けた後に委託業者に廃棄を依頼する。委託業者が確実に廃棄したことについて、証明書等により確認する。 マースートの相談をは、一大の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	事前	
令和6年10月21日	(別添2)ファイル記録項目	〇「特定個人情報ファイル(短期給付ファイル)」 について 個人番号を収録している「個人番号管理ファイル」と生涯共済番号を連携キーとして「資格関係ファイル」、「短期給付関係ファイル」が紐付くため、これらのファイルを1つの特定個人情報ファイルとしている。	〇「特定個人情報ファイル(短期給付ファイル)」について 他人番号を収録している「個人番号管理ファイル」と生涯共済番号を連携キーとして「資格関係ファイル」、「 <u>掛金関係ファイル」、</u> 短期給付関係ファイル」が起付くため、これらのファイルを 1つの特定個人情報ファイルとしている。 【令和8年1月~」また「申請データファイル」を カファイルとして処理を行い「資格関係ファイル」を カファイルとして処理を行い「資格関係ファイル」を ル」を作成していることから、「申請データファイル」についても特定個人情報ファイル(短期給付ファイル)としている。	事前	
令和6年10月21日	(別添2)ファイル記録項目	なし	(3)掛金関係ファイル を追加 (5)申請データファイル【令和8年1月~】を追加	事前	
令和6年10月21日	(別添2)ファイル記録項目	※番号法 <u>別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</u> において定められる情報のみ中間サーバに登録する。	※番号法 <u>第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</u> で定める事務及び情報のみ中間サーバに登録する。	事前	
令和6年10月21日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク 1 対象者以外の情報の入手 を防止するための措置の内容	なし	※【令和8年1月~】電子申請により届け書(資格取得報告書等)を受け付ける場合は、法人共通認証基盤(GビズID/によるID/PW方式かつ GビズIDアプリの多要素認証によって、なりすましを防止し、提出者等からの情報のみ受け付けるようにシステムで制御されている。	事前	重要な変更
令和6年10月21日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く、)リスク 1 必要な情報以外を入手す ることを防止するための措置 の内容	なし	・【令和8年1月~】学校法人等がCSVファイル添付方式による電子申請を行う場合、私学共済ボータル(私学共済にかかる学校法人等向けポータルサイト)で提供する。Goy用CSVファイルチェック機能により、審査に必要な情報が入力されていること及び定められた仕様に沿っていることを確認している。なお、e-Goy用CSVファイルチェック機能は、アクセスできるユーザを法人共通認証基盤(GビズID)によるID/PW方式かつGビズIDアブリの多要素認証で学校法人等に限定しており、また、ユーザが送信・入力したデータを保存しない。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月21日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステ ムを通じた入手を除く。)リスク 1 必要な情報以外を入手す ることを防止するための措置 の内容	なし	※【令和8年1日~】電子申請により受け付ける 場合も必要な情報のみを入手できるようにして おり、必要な情報のみ受け付けるようにシステ ムで制御されている。	事前	重要な変更
令和6年10月21日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステ ムを通じた入手を除る。)リスク 2 不適切な方法で入手が行 われるリスク リスクに対する 措置の内容	なし	※【令和8年1月~】電子申請により受け付ける 場合も各法令により個人番号を記載することが 規定されており、また手続に必要な事項のみを 規定した様式を申請画面上で示していることか り、提出者等は個人番号の記載が必要であると 認識した上で届け書の提出を行う。	事前	重要な変更
令和6年10月21日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク 4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク	なし	・【令和8年1月~】電子申請により資格取得届等の申請情報が提出された場合は、政府共通ネットワーク及び文部科学省ネットワーク(専用線)を終由して、申請受付審査システムに情報が回付されることとなっており、個人情報が漏えし、紛失する恐れはない。	事前	重要な変更
令和6年10月21日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステ ムを通じた入手を除く。)リスク 4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク	なし	・【令和8年1月~】私学共済ボータル(私学共済 にかかる学校法人等向けボータルサイト)で提 供するe-Gov用CSVファイル作成機能/e-Gov 用CSVファイル作な機能は、コーテンツの更 改を管理者のみ可能としている。加えて、悪意 ある第三者によるコンテンツの改ざんについて は、改ざん防止機能で検知・対処できるよう対 策を講じている。また。e-Gov用CSVファイル作 成機能/e-Gov用CSVファイルチェック機能上 にユーザが送信・入力したデータを保存しない 仕組みとしている。なお、e-Gov用CSVファイル 作成機能/e-Gov用CSVファイルチェック機能 にアクセスできるユーザは法人共通認証基盤 (GビズID)によるID/PW方式かつGビズIDアブ リの多要素認証で学校法人等に限定している。	事前	重要な変更
令和6年10月21日	員、アクセス権限のない職員	【システム利用のユーザ認証】 ・全ての端末において、ログイン時には、生体認 証 (指静脈認証方式)を実施している。	【システム利用のユーザ認証】 ・全ての端末において、ログイン時は、生体認証 (値認証方式)を実施している。	事前	重要な変更
令和6年10月21日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用される リスク	【データ保管や運用のユーザ認証】 ・マシン室(サーバの設置場所含む。)の入退室 は、入退室管理システムにてチェック及び記録 している。	【データ保管や運用のユーザ認証】 ・マシン室では処理を実施している。そのマシン 室(サーバの設置場所含む。)の入退室は、入 退室管理システムにてチェック及び記録してい る。	事前	
令和6年10月21日	皿3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で 使用するリスク	なし	【会和8年1月~】特定個人情報のうち電子申請 により受け付けた申請データは、クラウド事業者 が管理するデータセンター内のサーバで管理しているため、一般職員の選末から特定個人情 報をダウンロードすることはできない。申請データは、契約によりクラウド事業者が直接アクセス することはない、また、申請データは暗号化され 暗号化に使用する暗号鍵は、クラウド事業者が 直接アクセスすることはできない。申請受付審 査システムの開発・運用・保守を行う事業者が 直接アクセスすることはできない。申請受付審 査システムの開発・運用・保守を行う事業者が 直接アクセスできない。なお、申請受付審 査システムの開発・運用・保守を行う事業者が した。独議では、部外者の立ち入りを制限する場所 とし、指静脈認証による入退室管理と監視カメラを設置している。また、私学事業団から貸与 する端末かつその端末で専用総を使用すること てのみシステムにアクセスで話とする。作業場 所の管理等の状況については、私学事業団が 年1回以上の実地検査により確認する。	事前	重要な変更
令和6年10月21日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク	なし	【令和8年1月~】特定個人情報のうち電子申請により受け付けた申請データは、クラウド事業者が管理するデータセンター内のサーバで管理しているため、一般職員の端末から特定個人情報をダウンロードすることはできない。 【その他】・【令和8年1月~】申請データは、契約によりクラウド事業者が直接アクセスすることはない。また、申請データは暗号化され暗号化に使用する暗号鍵は、クラウド事業者のサービス内で管理されるが、クラウド事業者のサービス内で管されるが、クラウド事業者のサービス内で管されるが、クラウド事業者は、ユーザの権限管理ト保守を行う事業者は、ユーザの権限管理トとはできない。なお、申請受付審査システムの開発・運用・保守を行う事業者ので作業場所は、部部による入退室管理と監視カメラを設置している。また、私学事業団から貸与する端末かつその端末で専用線を使用することでのみシステムにアクセス可能とする。作業場所の管理等の状況については、私学事業団が年1回以上の実地検査により確認する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月21日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク1:目 的外の入手が行われるリスク	(※)番号法 <u>別表第二</u> 及び第19条第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※)番号法 <u>第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令及</u> び第19条第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事前	
令和6年10月21日	皿7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1: 特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	【物理的な対策】 ・全ての端末において、ログイン時は、生体認証 (指静脈認証方式)を実施している。	【物理的な対策】 ・全ての端末において、ログイン時は、生体認証(頻認証方式)を実施している。 ・マシン室(サーバの設置場所を含む。)の入退室は、入退室管理システムによりチェックを行っている。 ・開発業者作業場所の一部や、マシン室(サーバの設置場所を含む。)への出入口には監視カメラを設置している。 ・端末は盗難防止用チェーンなどの盗難・紛失防止対策を行っている。 ・学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、文書受付担当部署により受期複終率内の競のかかるケースに保管することとしている。 ・学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、交領後、取込処理時以外、一定契期間後委託先の施錠できる保管庫において保管することとしている。 ・学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等に含まれる特定個人情報の廃棄については、所定の様式に記録し、責任者の許可を受けた後に委託業者に廃棄を依頼する。委託業者が確実に表したことについて、証明書等により確認する。 ・要管理対策区域において、私物PC、バッグ等の持ち込みを禁止(クラス3)、私物PCの使用を禁止(クラス2)している。	事前	重要な変更
令和6年10月21日	皿7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1: 特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	なし	く電子申請により受け付けた申請データについてン【令和8年1月~】・申請データを管理するサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構成している。・クラウド事業者を選定する際の調達要件として、当該クラウドサービスが政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスが政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されている事業者であることとしている。・具体的な対策の内容としては、クラウド事業者が保有・管理するクラウド環境を日本国内に設置し、当該事業者が電子錠による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、クラウドの運用環境には許可された利用者のみが入室及び室内映像を収集し、入退室の記録を取得することとしている。・申請受付審査システムの開発・運用、保守を行う事業者は、運用ルールにより特定個人情報によりセスできない。なお、申請受付審査システムの開発・運用、保守を行利事業者の作業場所に、部外者の立ち入りを制限する場所とし、指静脈認証による入退室管理と監視カメラを設置している。作業場所の管理等の状況については、私学事業団が年1回以上の実地検査により	事前	重要な変更
令和6年10月21日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1: 特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	【不正アクセス対策】 ・外部からの不正アクセスを防止するため、インターネット利用端末と業務システム利用端末は、ネットワークが分離されている。・情報漏えいの対策のために、シンクライアント(データはサーパ室に保持し操作端末にはロカル保存不可かつデータ持出し不可の端末)を導入している。・全ての端末において、ログイン時は、生体認証(指静脈認証方式)を実施している。	【不正アクセス対策】 ・外部からの不正アクセスを防止するため、インターネット利用端末と業務システム利用端末は、ネットワークが分離されている。 ・情報漏えいの対策のために、 <u>端末はドライブの暗号化及びデータ特出し不可の制御を実施している。</u> ・全ての端末において、ログイン時は、生体認証(<u>値認証方式</u>)を実施している。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月21日	皿7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1: 特定個人情報 の漏えい・減失・毀損リスク ⑥技術的対策	なし	く電子申請により受け付けた申請データについて>【令和8年1月~】 ・申請データは、契約によりクラウド事業者が直接アクセスすることはない。また、申請データは間時子化され暗号化に使用する暗号鍵は、クラウド事業者の直接アクセスすることはない。また、申請データはできない。・申請データへのアクセスに対しては、ネットワーク制限による外部アクセスの制御等の適切なアクセス制御の対策を実施し、またクライアントとサーバ間の通信は全て暗号化を行い情報漏えいを防止する。・申請データを管理するサーバ等に対する外部の奇酸に対し、クラウド事業者のサービス等の脅威に対し、クラウド事業者のサービス等の育成に対し、たりでは、開城ネットワークを情報する。・申請データを管理するサーバ等を構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事前	重要な変更
令和6年10月21日	Ⅲ7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク3: 特定個人情報 が消去されずいつまでも存在 するリスク	なし	・業務システム利用端末については、端末入替の際に、事業者に端末のデータの消去を委託 い確実に消去したことについて、証明書等により確認する。 く電子申請により受け付けた申請データについて、で、証明書等により確認する。 く電子申請により受け付けた申請データについて、「全事語により受け付けた申請データについて、「会事語により受け付けた申請データについる。」を登過してから消去する。申請データの消去は私学事業団の業務データはクラウド事業者にはアクセスが制御されているためクラウド事業者にはアクセスが制御されているためクラウド事業者が自日からままた。クラウド事業者が自日からまり交換する際にデータの実施がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって、ワイブ処理もしくは消磁処理を行った上で物生的破壊によりデータを消去する。第三者による作業内容の検証レポートが発行され、レポートの内容を私学事業団が確認することができる。 ・eーGovから申請受付審査システムに申請データを連携する際に、申請データはeーGov上に一時的に格納されるが、申請受付審査システム連携等了後、自動的に消去される。	事前	重要な変更
	I 5. 個人番号の利用		法令上の根拠を詳細な記載に見直し	事前	記載の見直しであり、法改正により新たに個人番号を利用する事務 が追加されたものではないことか ら、重要な変更には当たらない。
	II 2. 基本情報 ③対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者	加入者、任意継続加入者、被扶養者等	事前	記載の見直しであり、リスクを相当 程度変動させるものではないこと から、重要な変更には当たらな い。
	II 2. 特定個人情報の入手・ 使用 ④記録される項目		・地方税関係情報、医療保険関係情報、介護・ 高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年 金関係情報、口座関係情報、戸籍関係情報・ 機関に情報照会して入手し、短期給付の <u>受給</u> 要件等を確認するために必要。	事前	記載の見直しであり、リスクを相当 程度変動させるものではないこと から、重要な変更には当たらな い。
	II3. 特定個人情報の入手・ 使用 入手元	[]情報提供ネットワークシステム	[〇]情報提供ネットワークシステム	事前	記載の見直しであり、リスクを相当 程度変動させるものではないこと から、重要な変更には当たらな い。
	Ⅱファイルの概要全般		情報提供ネットワークシステムから入手する特定個人情報の文言について「利用特定個人情報」に統一する。	事前	記載の見直しであり、リスクを相当程度変動させるものではないことから、重要な変更には当たらない。
	II4. 特定個人ファイルの取扱いの委託 委託事項2②その妥当性	原則として、短期給付を含めた各業務の <u>個人の</u> データに基づかない一般的な相談について、~	原則として、短期給付を含めた各業務の <u>般的</u> な相談について、~	事前	記載の見直しであり、リスクを相当 程度変動させるものではないこと から、重要な変更には当たらな い。
	Ⅱ4. 特定個人ファイルの取扱いの委託	なし	委託事項5(業務システム開発・維持管理業務) の追加	事前	重要な変更
	II 4. 特定個人ファイルの取扱いの委託 委託事項1~4	加入者、任意継続加入者、被扶養者	加入者、任意継続加入者、被扶養者 等	事前	記載の見直しであり、リスクを相当 程度変動させるものではないこと から、重要な変更には当たらな い。
	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク 1~4		記載の明確化のため、カテゴリーを入手媒体ごとから、提供者ごとに見直した。	事前	記載の見直しであり、リスクを相当 程度変動させるものではないこと から、重要な変更には当たらな い。
	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステ (情報提供ネットワークシステ ムを通じた入手を除く。)リスク 3:入手した特定個人情報が 不正確であるリスク 個人番 号の真正性確認の措置の内 容	【地方公共団体情報システム機構から入手】 特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構が番号法第16条の規定に基づ き本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっているため、私学事業団が地方公共団体情報システム機構から情報を入手する場合は、本人確認措置は行わない。	【地方公共団体情報システム機構から入手】特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構が番号法第8条に基づき住民票コードから個人番号を生成しており、入手する特定個人情報が本人のものであることは担保されている。	事前	記載の見直しであり、リスクを相当程度変動させるものではないことから、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	皿2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステム大人手を除く。) リスク 3: 入手した特定個人情報が 不正確であるリスク 特定個 人情報の正確性確保の措置 の内容	本人確認の措置及び真正性確認の措置を実施 後に個人番号管理システムに収載された情報 に誤りがある場合は、加入者等に確認し、正確 な情報を把握する。	・個人番号の正確性に疑義が生じた場合は、本人又は学校法人等に確認し、正確な情報を把握する。 ・加入者については、資格取得時の確認処理で、基本4情報に差があった場合、本人に変更屈を提出するよう勧奨を行っている。また個人番号に変更がないかも確認を行う。 ・加入者等に係る個人番号については、法令において変更時等の報告義務を課しており、地方公共団体情報システム機構に照会を行うことにより、正確性を確保している。	事前	記載の見直しであり、リスクを明ら かに変動させるものであることか ら、重要な変更には当たらない。
	Ⅲ3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使 用の記録 具体的な方法	番号法第23条に基づく番号法施行令第29条により情報提供等の記録の保存期間が7年とされていることを考慮し、ログの保存期間は7年以上とする。	番号法第23条に基づく番号法施行令第30条により情報提供等の記録の保存期間が7年とされていることを考慮し、ログの保存期間は7年以上とする。	事前	条ズレによる記載の見直しである ことから、重要な変更には当たら ない。
	IV1. 監査 ①自己点検 具体 的なチェック方法	〜保有個人情報の取扱いと併せて <u>自己点検を</u> 実施している。	〜保有個人情報の取扱いと併せて自己点接及 び評価書全体の点検を特定個人情報事務取扱 担当部署において実施している。	事前	重要な変更
	Ⅳ2. 従業者に対する教育・啓 発 具体的なチェック方法	個人番号の保護(特定個人情報ファイルの保 護)に関する教育研修を実施している。	個人番号の保護(特定個人情報ファイルの保 護、保護評価書の意義、見直しに係る実施手 <u>続や時期、違反があった際の措置等</u> に関する 教育研修を実施している。	事前	重要な変更
	I 1②事務の内容	なし	1. 日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務 (1)学校法人等及び加入者、任意継続加入者、被扶養者(以下「加入者等」という。)の適用事務 (略) ・国民年金第3号被保険者関係届について学校法人等を経由して提出を受け、日本年金機構に電子回付する。	事前	重要な変更
	I 1②事務の内容	なし	3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (7)国民年金第3号被保険者関係届の受付・回 位業務 厚生年金被保険者等の被扶養配偶者から、配 偶者の勤務先である学校法人等を経由して国 民年金第3号被保険者関係届の提出を受け、 日本年金機構に電子回付する。	事前	重要な変更
	Ⅲ3. 特定個人情報の利用 リスク3.従業者が事務外で使 用するリスク リスクに対する措置の内容	なし	以下の対策を実施し、従業者が事務外で使用するリスクを回避。 ・(略)ダウンロードすることはできない。 <u>ただし、</u> 業務上必要な一般職員に限定して国民年金第3号被保険者関係届のデータを作成可能とするが、作業は複数名で実施するルールとし、管理者がデータの作成状況を確認可能とする。・業務システム開発、維持管理業務の事業者は、ユーザの権限管理や運用ルールにより特定個人情報にアクセスできない。ただし、陸害力広等の限定した作業においては、業務システム開発、維持管理業務の事業者が特定個人情報を一時的に使用可能となるように私学事業団が対応することでアクヤスする。 ・業務システム開発、維持管理業務の事業者のうち私学事業団に常駐ではない者の作業場所は、指静脈認証による入退室管理と監視カメラを設置している。また、私学事業団から貸与する端末かつその端末で専用線を使用することでのチシステムにアクセス可能とする。作業場所の管理等の状況については、私学事業団が年1回以上の実地検査により確認する。	事前	
	Ⅲ3. 特定個人情報の利用 リスク4.特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	なし	【物理的な対策】 ・特定個人情報は、基幹サーバーで管理しているため、一般職員の端末から特定個人情報をダウンロードすることはできない。【令和8年1月~】特定個人情報のうち電子申請により受け付けた申請データは、クラウド事業者が管理するデータセンター内のサーバで管理しているため、一般職員の端末から特定個人情報をダウンロードすることはできない。上とし、業務上必要な一般職員に限定して国民年金第3号被保険者関係国のデータを作成可能とするが、作業は複数名で実施するルールとし、管理者がデータの作成状況を確認可能とする。	事前	
	Ⅲ3. 特定個人情報の利用 リスク4.特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	申請受付審査システムの開発・運用・保守を行う事業者は、ユーザの権限管理や運用ルールにより特定個人情報にアウセスできない。ただし、障害対応等の限定した作業においては、申請受付審査システムの開発・運用・保守を行う事業者が特定個人情報を使用可能となるように私学事業回が対応することでアクセスする。なお、申請受付審査システムの開発・運用・保守を行う事業者の作業場所は、部外者の立ち入りを行う事業者の作業場所は、部外者の立ち入り管理と監視カメラを設置している。また、私学事業団から貸与する端末かつその端末で専用線を使力をことでのみシステムにアクセス可能とする。作業場所の管理等の状況については、私学事業団が年1回以上の実地検査により確認する。	・業務システム開発、維持管理業務の事業者は、ユーザの権限管理や運用ルールにより特定個人情報にアクセスできない。ただし、障害対応等の限定した作業においては、業務システム開発、維持管理業務の事業者が特定個人情報を一時的に使用可能となるように私学事業団に常駐ではない者の作業場所は、指静脈認証による入退室管理と監視カメラを設置している。また、私学事業団から貸与する端末かつその端末で専用線を使用することでのみシステムにアクセス可能とする。作業場所の管理等の状況については、私学事業団が年1回以上の実地検査により確認する。	事前	
	Ⅲ5. 特定個人情報の転移・ 移転	なし	国民年金第3号の手続を追加することに伴う追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	皿7. 特定個人情報の保管・ 消去	【情報利用時の運用対策】 ・特定個人情報は、基幹サーバーで管理しているため、一般職員の端末から特定個人情報をダウンロードすることはできない。ただし、業務上必要な一般職員に限定して国民年金第3号被保険者関係届のデータを作成可能とするが、作業は複数名で実施するルールとし、管理者がである。(略)・なし く電子申請により受け付けた申請データについてン【令和8年1月~】・申請受付審査システムの開発・運用・保守を行う事業者は、運用ルールにより特定個人情報にアクセスできない。ただし、障害対応等の限定した作業においては、申請受付審査システムの開発・運用・保守を行う事業者が特定個人情報を使用可能となるように私学事業団が対応することでアウセスする人な、申請受付審査システムの開発・運用・保守を行う事業者の作業場所は、部外者の立ち入りを制限する場所とし、指静脈認証による入退室管理と監視カメラを設置している。作業場所の管理等の状況については、私学事業団が年1回以上の実地検査により確認する。	て>【令和8年1月~】 ・申請受付審查システムの開発・運用・保守を行う事業者は、運用ルールにより特定個人情報にアクセスできない。ただし、障害対応等の限定した作業においては、申請受付審査システムの開発・運用・保守を行う事業者が特定個人情報を使用可能となるように私学事業団が対応することでアクセスする。なお、申請受付審査システムの開発・運用・保守を行う事業者の作業場所は、部外者の立ち入りを制限する場所とし、指静脈認証による入退室管理と監視カメラを設	事前	
	V1. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求④個人情 報ファイル簿の公表	(個人情報ファイル名) 3.掛金免除ファイル	(個人情報ファイル名) 3.掛金 <u>等</u> 免除ファイル	事前	
	別添1別紙2.適用事務	2一②個人番号照会 資格取得報告書及び被扶養者認定申請書に より取得した個人番号により、個人番号の真正 性を確保するため、住基サーバを経由し、地方 公共団体情報システム機構へ照会をかける。 2一③個人番号回答 地方公共団体情報システム機構から住基 サーバ経由で回答があり、これを生涯共済番号 と個人番号を組付け、個人番号管理ファイルに 収録する。 2一⑤情報照会 私少事業団において、任意継続加入者申出 及び介護保険第2号被保険者適用除外該当・ 不該当申出等の審査を行い、必要に応じて支 払基金に情報照会依頼を行い、情報提供ネット ワーグシステムを通じて口座関係情報等を照会 し、照会結果を適用徴収システムで処理し、資 格関係ファイル又は掛金関係ファイルへ登録す る。	2-②個人番号照会 資格取得報告書及び被扶養者認定申請書により取得した個人番号により、個人番号の真正性を確保するため、住基サーバを経由し、也。去上、被扶養者認定のため、認定対象者と同一住所の者の基本4情報及び個人番号を照会する。 2-③個人番号回答地方公共力機構から回答を提合が入場、一般情報と表すの個人番号について、生涯共済番号と銀付け、個人番号管理ファイルに収録する。 2-⑤情報照会 私学事業団において、被扶養者の認定申請。任意継続加入者申出及び介護保険第2号被保険者適用除外該当申出等の審査を行い、必要に応じて支払基金に情報照会依頼を行い、必要に応じて支払基金に情報照会依頼を行い、必要に応じて支払基金に情報照会依頼を行い、必要に応じて支払基金に情報照会依頼を行い、情報提供ネットワークシステムを適して口座関係情報等を照会し、照会結果を適用徴収システムで処理し、資格関係ファイル又は掛金関係ファイルへ登録する。	事前	記載の見直しであり、リスクを相当程度変動させるものではないことから、重要な変更には当たらない。
	別紙提供先	なし	項番30の追加	事前	事務の追加による

5. 特定個人情報の提供・移	転(委託に伴うものを除く。) <別紙>
提供先2~5	
提供先2	健康保険組合
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番3
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第5条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令第5条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番6
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第8条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令第8条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先4	都道府県知事
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番13
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令第15条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令第15条で定めるもの 児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令第15条で定め るもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先5	市町村長
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番16
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令第18条で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令第18条で 定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先6~10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番19
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令第21条で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令第21条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先7	市町村長
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番27
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令 第29条で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第29条で定める もの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ []紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	〇番号法 第19条第8号 〇番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番38
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令第40条で定めるもの
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第40条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番42
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令第44条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令第44条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ []紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先10	市町村長
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番48
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令第50条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令第50条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先11~15	
提供先11	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番65
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第67条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令第67条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
WINC DOLL IA	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先12	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番69
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令第71条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令第71条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
①徒供 乃法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先13	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番70
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第72条で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令第72条 で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先14	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	〇番号法 第19条第8号 〇番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番83
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第85条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令第85条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
◎相供 +∵+	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先15	市町村長
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番87
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令第89条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令第89条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥担州 大 进	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先16~20	
提供先16	厚生労働大臣
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番111
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令第113条で定めるもの
③提供する情報	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令第113条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先17	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番115
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令第117条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令第117条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[]電子メール
WINE IT / J / IA	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先18	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	〇番号法 第19条第8号 〇番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番116
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令第118 条で定めるもの
③提供する情報	短期給付関係情報であって主務省令第118条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
· ①徒铁刀压	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先19	都道府県知事等
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番125
	372木 - 宍田 120
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令第127条で定めるもの
②提供先における用途 ③提供する情報	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令第127条で定めるもの
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令第127条で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令第127条で定めるもの <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令第127条で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令第127条で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令第127条で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令第127条で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令第127条で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令第127条で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 1,000万人以上 加入者、任意継続加入者、被扶養者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令第127条で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令第127条で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 加入者、任意継続加入者、被扶養者 [〇] 情報提供ネットワークシステム

提供先20	市町村長		
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個 第2条 項番131	人情報の提供	k(に関する命令
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域 るもの	域支援事業の	実施に関する事務であって主務省令第133条で定め
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令第	133条で定め	るもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] 		上10万人未満 上100万人未満 以上1,000万人未満
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者		
	[O] 情報提供ネットワークシステム]]専用線
⑥提供方法	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度		
提供先21~25			
提供先21~25 提供先21	都道府県知事又は保健所を設置する市(特)	別区を含む。))の長
	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別の番号法 第19条第8号 の番号法第19条第8号に基づく利用特定個別第2条 項番137		
提供先21	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個 第2条 項番137	人情報の提供	
提供先21	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個 第2条 項番137 感染症の予防及び感染症の患者に対する 務であって主務省令第139条で定めるもの	人情報の提供 医療に関する 活気に関する 活気に関する 活気に関する おいまい こうかい かいかい かいかい かいかい しんしん かいかい しんしん しんしん しん	はに関する命令 法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事 法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に
提供先21 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個 第2条 項番137 感染症の予防及び感染症の患者に対する度 務であって主務省令第139条で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する度 関する給付の支給に関する情報であって主意	人情報の提供 医療に関する 務省令第1399 <選択肢> 1)1万人以 2)1万人以 3)10万人以	法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事 法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に 条で定めるもの 場 こ10万人未満 上100万人未満 以上1,000万人未満
提供先21 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個 第2条 項番137 感染症の予防及び感染症の患者に対する度 務であって主務省令第139条で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する度 関する給付の支給に関する情報であって主意	人情報の提供 医療に関する 際に関する 務省令第139 く選択肢> 1)1万人人以 2)1万人以以 3)10万人以 4)100万人以	法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事 法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に 条で定めるもの 場 こ10万人未満 上100万人未満 以上1,000万人未満
提供先21 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個 第2条 項番137 感染症の予防及び感染症の患者に対する原 務であって主務省令第139条で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する原 関する給付の支給に関する情報であって主意	人情報の提供 医療に関する 際に関する 務省令第139 く選択肢> 1)1万人人以 2)1万人以以 3)10万人以 4)100万人以	法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事 法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に 条で定めるもの 場 こ10万人未満 上100万人未満 以上1,000万人未満

提供先22	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番141
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令第143条で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第143条で定める もの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
○徒民刀仏	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先23	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番145
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務で あって主務省令第147条で定めるもの
③提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる 給付の支給に関する情報であって主務省令第147条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
- DE 0 173 124	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先24	都道府県知事
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番158
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令第160条で 定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令第160条で定めるもの 難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であっ て主務省令第160条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© 12.073.12	[] フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先25	都道府県知事等
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番161
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令第163条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令第163条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先26	都道府県知事
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番164
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症 化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令第166条で定めるも の
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省 令第166条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
In W. a	
提供先27	都道府県知事
①法令上の根拠	都道府県知事 〇番号法 第19条第8号 〇番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番165
	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番165 「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の
①法令上の根拠 ②提供先における用途	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番165 「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の 実施に関する事務であって主務省令第167条で定めるもの 医療保険各法又は高齢者の医療に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番165 「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の 実施に関する事務であって主務省令第167条で定めるもの 医療保険各法又は高齢者の医療に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第167条で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番165 「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の 実施に関する事務であって主務省令第167条で定めるもの 医療保険各法又は高齢者の医療に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第167条で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番165 「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の 実施に関する事務であって主務省令第167条で定めるもの 医療保険各法又は高齢者の医療に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第167条で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番165 「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の 実施に関する事務であって主務省令第167条で定めるもの 医療保険各法又は高齢者の医療に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第167条で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番165 「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の 実施に関する事務であって主務省令第167条で定めるもの 医療保険各法又は高齢者の医療に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令第167条で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 加入者、任意継続加入者、被扶養者

提供先28	都道府県知事
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番166
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令第168条で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省 令第168条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
⑥提供方法	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先29	都道府県知事
①法令上の根拠	○番号法 第19条第8号 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 項番173
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令第175条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令第175条で定めるもの
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
⑥提供方法	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

提供先30	日本年金機構
①法令上の根拠	〇私立学校教職員共済法施行規則 第1条の6 〇国民年金法 第12条第6項
②提供先における用途	国民年金第三号被保険者の認定等に係る審査
③提供する情報	国民第三号被保険者に係る資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変 更に関する事項
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	加入者、任意継続加入者、被扶養者
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[O] その他 (「届書作成プログラム又はe-Gov電子申請)
⑦時期·頻度	随時(月2回程度)